

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年9月25日
【会社名】	VALUENEX株式会社
【英訳名】	VALUENEX Japan Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 達生
【本店の所在の場所】	東京都文京区小日向四丁目5番16号
【電話番号】	03-6902-9833（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 工藤 郁哉
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小日向四丁目5番16号
【電話番号】	03-6902-9833（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 工藤 郁哉
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 542,640,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 38,000,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 101,384,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	420,000（注）2 .	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

（注）1 . 平成30年9月25日開催の取締役会決議によっております。

2 . 発行数については、平成30年10月10日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3 . 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があり、上記とは別に平成30年9月25日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式66,700株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

4 . 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記引受株式数のうち、4,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株式等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

5 . 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

平成30年10月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で本募集を行います。引受価額は平成30年10月10日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	420,000	542,640,000	293,664,000
計（総発行株式）	420,000	542,640,000	293,664,000

- （注）
1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
 2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年9月25日開催の取締役会決議に基づき、平成30年10月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
 5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,520円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は638,400,000円となります。
 6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
 7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	未定 (注)2.	未定 (注)3.	100	自 平成30年10月23日(火) 至 平成30年10月26日(金)	未定 (注)4.	平成30年10月29日(月)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成30年10月10日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年10月19日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年10月10日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年10月19日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年9月25日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年10月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年10月30日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成30年10月12日から平成30年10月18日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店	東京都渋谷区宇田川町23番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成30年10月29日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
藍澤證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13		
計	-	420,000	-

- (注) 1. 平成30年10月10日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年10月19日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
587,328,000	10,000,000	577,328,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,520円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額577,328千円及び「1 新規発行株式」の(注)3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限93,273千円の使途については、事業拡大を図るため、子会社の増資、アルゴリズム研究及びソフトウェア開発、優秀な人材の採用、要員増に対応した本社の拡張、連結会計システムの導入および海外展開の広告宣伝費に有効活用する方針であります。具体的には以下のとおりであります。

子会社増資

現在、当社の米国子会社であるVALUENEX, Inc.の財務基盤を確固たるものとさせ、さらなる成長を図ることを目的に平成31年7月期に同社の資本金を150千米ドル（平成30年7月期）から1,000千米ドルに引き上げる予定であり、この出資金に充てる予定であります。1ドル110円に換算した場合、日本円で93,500千円を見込んでおります。

アルゴリズム（注1）研究体制の構築等

当社の成長ドライバーであるアルゴリズムの研究開発を進める社内体制の拡充をする予定であり、そのための人件費として、平成31年7月期9,000千円、平成32年7月期27,000千円、平成33年7月期40,500千円を充てる予定であります。

(注1) アルゴリズムとはコンピュータ上の解を得るための具体的手順

ASP（注2）機能改善

平成31年7月期から平成33年7月期にかけて、顧客の要望に応じたASPの使い勝手の改良に毎年14,400千円を外注予定しており、この費用にも充てる予定であります。

(注2) ASPとはApplication Service Providerの略であり、アプリケーションソフト等のサービス（機能）をネットワーク経由で提供する（=provide）事業者・人・仕組み等全般のこと。

外部のクラウドサービス費用

現在、当社は外部のクラウドサービスを利用してASPを提供しており、クラウドサービスを継続的に利用するための費用として、平成31年7月期から平成33年7月期にかけて、毎年18,000千円を充てる予定であります。

採用経費

経営基盤効果のために、優秀な人材の採用と継続的な育成を目的とした採用費として、平成31年7月期から平成33年7月期にかけて、毎年38,500千円を充てる予定であります。

会計システム投資

決算業務をより円滑にする目的により、会計システムを導入し、開示体制のさらなる充実を図る予定であり、平成31年7月期に20,000千円にこれを充てる予定であります。

本社拡張投資

本社機能の強化のため、本社拡張費用として平成31年7月期に40,000千円にこれを充てる予定であります。

広告宣伝費

当社の知名度を上げるために、海外プロモーションも含めた広告宣伝費として、平成31年7月期24,000千円、平成32年7月期30,000千円、平成33年7月期30,616千円を充てる予定であります。

上記以外の残額は、事業規模拡大のための運転資金に充当する方針ではありますが、具体化しているわけではありません。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年10月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	25,000	38,000,000	埼玉県所沢市 中村 達生 25,000株
計(総売出株式)	-	25,000	38,000,000	-

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,520円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1. (注)2.	未定 (注)2.	自 平成30年 10月23日(火) 至 平成30年 10月26日(金)	100	未定 (注)2.	引受人の本店及 び営業所	東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券	未定 (注)3.

- (注)1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成30年10月19日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	66,700	101,384,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 66,700株
計(総売出株式)	-	66,700	101,384,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,520円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）5.に記載した振替機関と同一であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成30年 10月23日(火) 至 平成30年 10月26日(金)	100	未定 (注) 1.	株式会社SBI証券の本店及び営業所	-	-

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1．東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である中村達生（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年9月25日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式66,700株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 66,700株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1．
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2．
(4)	払込期日	平成30年11月26日（月）

（注）1．募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成30年10月10日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2．割当価格は、平成30年10月19日に決定される予定の「第1 募集要項」における新株式発行の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成30年10月30日から平成30年11月20日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借り入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割り当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三社割当増資における発行数の全部または一部につき申し込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であり貸株人である中村達生並びに当社株主である工藤郁哉、本多克也、片桐広貴及び花堂靖仁は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成31年1月27日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等は行わない旨合意しております。

また、当社株主である早稲田1号投資事業有限責任組合及びウエルインベストメント株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成31年1月27日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所における売却等は除く。）は行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成31年4月27日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等は行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙に当社の社章



を記載いたします。

(2) 裏表紙に当社の社章



を記載いたします。

(3) 表紙の次に「1. ミッション・ビジョン」～「3. 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. ミッション・ビジョン

当社グループは、VALUENEX株式会社（当社・東京都文京区）と100%子会社のVALUENEX, Inc.（米国・カリフォルニア州メンロパーク市）の2社から構成されており、世界中に氾濫する大量の情報を「信頼性」「俯瞰性」「客観性」「正確性」「最適性」の5つの独自の視点で融合し価値を創造することを理念としております。

MISSION	
	VALUENEXは、 世界に氾濫する情報から 「知」を創造していく企業です。

VISION	
<ul style="list-style-type: none">・我々は、世界に氾濫する大量の情報を「信頼性」、「俯瞰性」、「客観性」、「正確性」、「最適性」の5つの独自の視点で融合し、価値を創造する企業です。・我々は、世界に認知される企業を目指します。・我々は、自ら考え、自ら行動する企業を目指します。・我々は、「知」を求める全ての人に価値を提供します。	

2. 事業の内容

当社グループの事業は当社の創業者代表取締役社長である中村達生が独自に開発したアルゴリズム（注1）を基盤にしたビッグデータ（注2）の解析ツールの提供（ASP（注3）サービス）とそれを用いたコンサルティングサービス及びレポート販売であり、これらはひとつのアルゴリズムから派生した事業であることから総称してアルゴリズム事業と称しております。したがって、当社グループは、アルゴリズム事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

当社のアルゴリズムによる解析の流れ



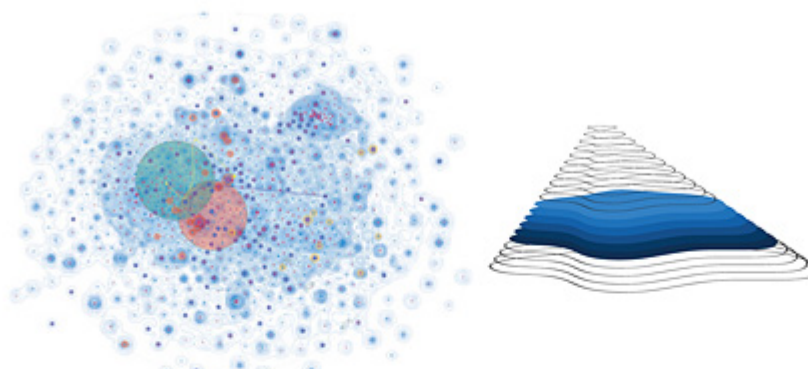
高速・高精度な自然言語処理と類似性評価、そして効果的な俯瞰のための2次元配置技術により、真に役立つ俯瞰解析ソリューションを提供いたします。

VALUENEXの予測分析システム

すぐれた可視化(正解性・客観性・再現性・解釈性)により

より詳しい情報(距離・面積・重心・密度・分布・重なり・空白)を読み取り、

価値ある将来予測や戦略立案に貢献します。



(注1) アルゴリズム：コンピュータ上の解を得るための具体的手順。

(注2) ビッグデータ：従来、膨大な量であるため、処理が困難と思われていた大量のデータ。

(注3) ASP (Application Service Provider)：アプリケーションソフト等のサービス（機能）をネットワーク経由で提供するプロバイダ（=provide 提供する 事業者・人・仕組み等全般）のこと。

各サービスの具体的な内容は以下のとおりであります。

ASPサービス

●ASPサービスの内容と販売形態

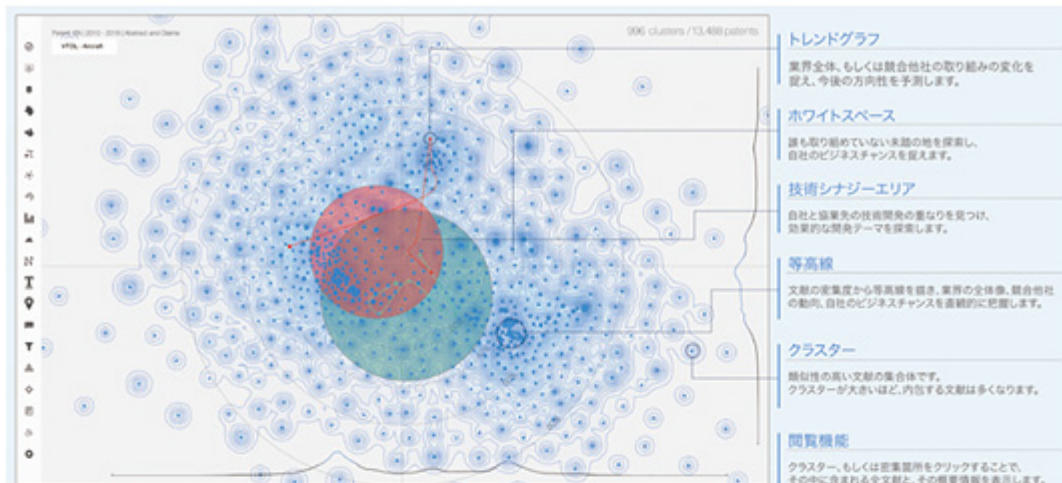
ASP型ライセンスサービスであり、TechRadar® Scope（テックレーダー スコープ）、TechRadar® Vision（テックレーダー ビジョン）とDocRadar®（ドックレーダー）からなります。

TechRadar®

特許専用の解析ツールであります。これは、指定した技術文書をもとに特許データベースに登録されている全ての特許文書同士を比較したうえで、最大10万件までの特許文献間の類似度（特許データの間のそれぞれの内容がどれだけ近いのか、遠いのか）を自動的に判断し、それを目で見えるようにすること（可視化）により、膨大な特許群を一望に見渡すこと（俯瞰）ができるものであります。この可視化、俯瞰というやりかたは、文字を読んで理解するより、一目見て理解する方が早いという発想によるものであります。また、一般的な特許検索ツールは単語による検索条件に基づき、類似の特許データを検索、集計する等の結果は出すものの、特許データ同士の関係をどのくらい近いのか、遠いのかといった解析は行えません。それに対し、当社グループの解析ツールは、入力条件も、単語のみならず、共通性が高い単語を用いている文書間の距離（どのくらい近いのか、遠いのか）を数量化することが可能であります。ここが当社グループの情報解析ツールの大きな強みであります。

解析後のイメージは図1のようなものとなります。これらは1個のドット（点）が1つの特許を表しており、集合している領域は類似の特許が集中している分野であり、空白の領域は特許が存在していない分野というように可視化することができます。この読み解き方ですが、類似の特許が集中している場合は、競争が激しい分野であり、一方で特許が存在していないという場合は、何らかの理由（例えば、法の規制や技術的な制約あるいはまったく発想にないなど）により、競争がない分野であると読み解くことができます。この読み解きにより、例えば、将来の技術開発分野の特定（手つかずの領域に進出等）や買収先の技術領域の探索（強みの技術はどこで競争優位性があるのか等）あるいは潜在的なパートナー企業の探索（自社の技術領域とシナジーのある技術領域を有している企業はどこか）など様々な使い方ができます。

図1



TechRadar®には、TechRadar® ScopeとTechRadar® Visionがあります。TechRadar® Scopeは特許出願が既に出願されているものではないかの確認や新規事業や潜在市場のアイデアを練る場合に適したツールであり、概念検索（注4）で類似特許を上位最大1,000件まで表示します。一方TechRadar® Visionは大量の情報を分析するためのツールであり、最大100,000件の特許データを高精度に配置、表示します。

TechRadar®は、日本語、英語に対応しており、海外における特許解析も可能としております。

（注4）概念検索：蓄積された種々のデータから、概念が類似する情報を自動的に検索する情報検索の一手法。

DocRadar®

基本的にはTechRadar®と同じく最大10万件のテキスト文書情報を類似度評価によって可視化することで、従来、整理が難しくビジネス活用ができなかった文書情報（たとえばアンケートの自由記述など）を、類似度評価によって整理・クラスタリング（注5）、さらに可視化し、文書情報の定量分析を可能にする解析ツールであります。

TechRadar®との最大の違いであります。TechRadar®が日本、米国、欧州、その他の海外の特許データベースとリンクされているいわば特許のビッグデータ付属の解析ツールであるというのに対し、DocRadar®は、知財ビッグデータは付属されていない知財以外の多様なテキスト文書情報（たとえば、ニーズ・マーケット情報、社内文書、アンケート、インターネット情報、購買情報（POS）、判例情報、技術情報、研究情報など）を解析対象とする解析ツールという点であり、本質的には同じアルゴリズムを基盤としたツールであるといえます。

なお、DocRadar®は、日本語、英語に加え、中国語にも対応しております。

これらをまとめると表1のとおりとなります。

表1

		解析対象	処理容量	想定ユーザー層	利用用途（例）
ASP	TecRadar® Scope	特許	最大1,000件まで	経営企画、マーケティング、知財部門等 (特定の特許や技術の類似特許を検索・可視化したい方)	・技術シーズの評価 ・競合分析 ・先行文献調査 ・無効資料調査
	TechRadar® Vision		最大10万件まで	研究開発部門、大学等 (業界・技術分野や企業の研究開発領域を俯瞰解析したい方)	・業界トレンド ・自社の技術的強み・弱み分析 ・研究開発の空白領域探索
	DocRadar®	その他の文献 (論文、新聞記事、SNS、クチコミ等何でも)	最大10万件まで	経営企画、マーケティング、知財部門、商品開発、研究開発等 (特許以外のあらゆるテキストデータから全体的な構造を俯瞰解析したい方)	・会社のイメージ調査 ・関連市場調査

現在、当社グループは、当社グループの存在価値を高めるべく、国内外にて各種セミナー、イベントに参加しており、その中で、ブース出展はもとより、代表取締役社長 中村達生自らもプレゼンテーションの機会を得ており、その機会をとらえて、新規顧客開拓がなされております。加えて、当社の100%子会社であるVALUENEX, Inc.（米国）もグローバルベースでの販売活動をしております。

●料金体系

TechRadar®及びDocRadar®のサービス料金体系であります。月額固定料金の年間契約を基本としております。その対象とするデータの量と解析対象の範囲（日本のみか、海外も含むかなど）により、料金は異なります。

(注5) クラスタリング：データの集合を部分集合（クラスター）に切り分けて、それぞれの部分集合に含まれるデータのある共通の特徴により、より分けるデータ解析の一手法。

コンサルティングサービス

●コンサルティングサービスの内容と販売形態

基本的に、TechRadar®とDocRadar®は、解析結果がどういう意味を示しているかを自ら読み解く必要がありますが、顧客の要望によっては、解析結果の読み解き結果をも求められる場合があり、その場合は、TechRadar®とDocRadar®を用いたコンサルティングという形で提供しております。

顧客は現在、主として大手企業の研究開発部門や経営企画部門であり、コンサルティングサービスから始めて、TechRadar®やDocRadar®の利用へ結びつくことも多く、密接にかかわっているといえます。

コンサルティングサービスには、大別して調査コンサルティングとコーチングの2つの提供形態があります。調査コンサルティングは、顧客の要望に応じた調査・解析を当社グループが、顧客に代わってTechRadar®、DocRadar®を用いて実施するものであり、コンサルティングの一環として、コーチングを行う場合もあります。コーチングは顧客の内部の情報解析人材を育成するという観点によるものであります。

これらをまとめると以下の表2のとおりとなります。

表2

		解析対象	期間	想定ユーザー層	利用用途（例）
コンサルティング	調査コンサルティング	文献全般 (論文、新聞記事、 SNS、クチコミ等 何でも)	1ヶ月間から 1年間程度	経営企画、マーケティング、 知財部門等 (自らデータ解析する人的、 時間的経営資源がない方)	<ul style="list-style-type: none"> ・競合分析 ・自社の技術的強み・弱み分析 ・会社のイメージ調査 ・関連市場調査 ・新規事業探索 ・技術トレンド
	コーチング		随時	経営企画、マーケティング、 知財部門、商品開発、研究開発等 (顧客内部でデータ解析する 人材を育成したい方)	

●料金体系

顧客の要望される案件に対する当社グループの要員数と工数に単価を乗じて算定いたします。

レポート販売

●レポート販売の内容と販売形態

TechRadar®とDocRadar®により、短期でかつ簡易なレポートを提出するものであります。

現在、日本経済新聞社の運営する日経テレコンというデータベースシステムを経由して、一般の顧客へ提供するものと直接、顧客へ提供しているものの2つがあります。

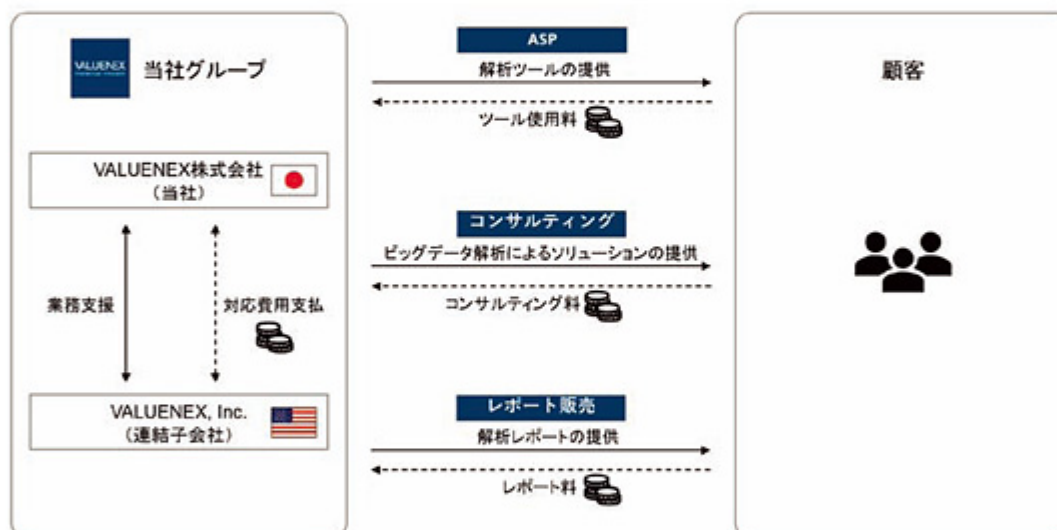
前者は、そのときどきの時宜にかなった技術トピックスや投資トピックスを題材に当社グループがTechRadar®とDocRadar®を用いて、解析レポートを作成し、それを日経テレコンのサイトを通じて、販売するというものであり、対象は個人及び法人であります。

また、後者は、顧客の有している企業情報やマーケット情報を材料に、当社グループがTechRadar®とDocRadar®を用いて、解析レポートを作成し、その顧客に提供するものであります。

●料金体系

日経テレコンによるレポートは1件ごとの従量料金であります。また日経テレコン以外によるレポートも基本的に1件ごとの従量料金であります。

事業系統図



3. 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

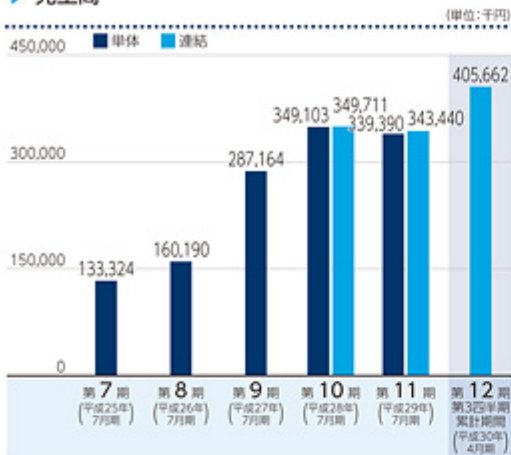
(単位:千円)

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期 第3四半期
決算年月	平成25年7月	平成26年7月	平成27年7月	平成28年7月	平成29年7月	平成30年4月
(1)連結経営指標等						
売上高				349,711	343,440	405,662
経常利益又は経常損失(△)				8,823	△53,260	79,482
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)				2,046	△54,321	72,788
包括利益又は四半期包括利益				4,928	△53,324	72,442
純資産額				195,199	116,875	191,820
総資産額				285,710	268,166	402,855
1株当たり純資産額 (円)				83.91	51.57	-
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)				0.88	△23.66	32.12
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)				-	-	-
自己資本比率 (%)				68.32	43.58	47.62
自己資本利益率 (%)				1.06	-	-
株価収益率 (倍)				-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー				△17,798	△36,696	-
投資活動によるキャッシュ・フロー				△17,905	△2,335	-
財務活動によるキャッシュ・フロー				△18,130	24,911	-
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高				210,654	197,486	-
従業員数 (人)				11	17	-
(外、平均臨時雇用者数)				(7)	(15)	(-)
(2)提出会社の経営指標等						
売上高	133,324	160,190	287,164	349,103	339,390	
経常利益又は経常損失(△)	△22,894	7,229	39,846	4,393	△48,379	
当期純利益又は当期純損失(△)	△31,132	3,853	39,556	4,103	△49,169	
資本金	245,210	245,210	100,000	100,000	100,000	
発行済株式総数 (株)	7,754	7,754	7,754	7,754	7,754	
純資産額	148,773	152,627	192,184	196,288	122,118	
総資産額	177,158	219,654	277,701	286,740	272,531	
1株当たり純資産額 (円)	19,186.74	19,683.73	24,785.17	84.38	53.89	
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-	
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△4,015.05	496.99	5,101.44	1.76	△21.41	
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	
自己資本比率 (%)	83.98	69.49	69.21	68.46	44.81	
自己資本利益率 (%)	-	2.56	22.94	2.11	-	
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	
配当性向 (%)	-	-	-	-	-	
従業員数 (人)	5	9	8	11	17	
(外、平均臨時雇用者数)	(2)	(5)	(6)	(7)	(15)	

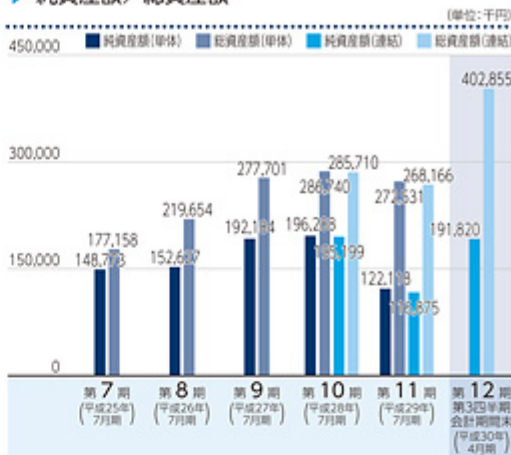
(注)1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、第7期及び第11期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。また、第8期、第9期、第10期及び第12期第3四半期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
 3. 第7期及び第11期の自己資本利益率は、(親会社株主に帰属する)当期純損失であるため、記載しておりません。
 4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
 5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
 6. 従業員数は就労人員であり、臨時雇用者数(アルバイトを含む。)は、年間平均人員を()内にて外数で記載しております。
 7. 第12期第3四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期包括利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第12期第3四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第12期第3四半期連結会計期間末の数値を記載しております。
 8. 第10期及び第11期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき、第10期及び第11期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
 また、第12期第3四半期の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
 なお、第7期、第8期及び第9期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年財務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づきEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
 9. 当社は、平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算出しております。
 10. 上記9.のとおり、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。
 そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受届出者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)」の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
 なお、第7期、第8期及び第9期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成25年7月	平成26年7月	平成27年7月	平成28年7月	平成29年7月
提出会社の経営指標等					
1株当たり純資産額 (円)	63.96	65.61	82.62	84.38	53.89
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△13.38	1.66	17.00	1.76	△21.41
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

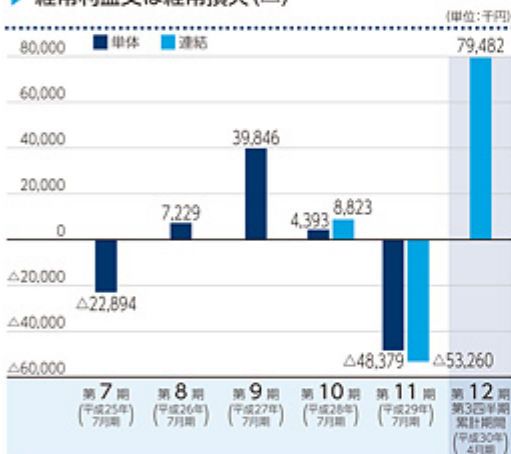
▶ 売上高



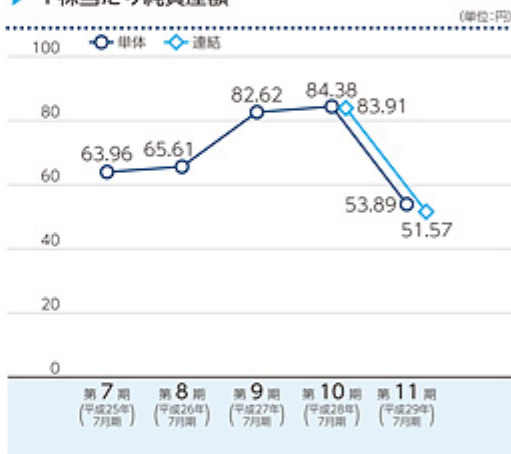
▶ 純資産額/総資産額



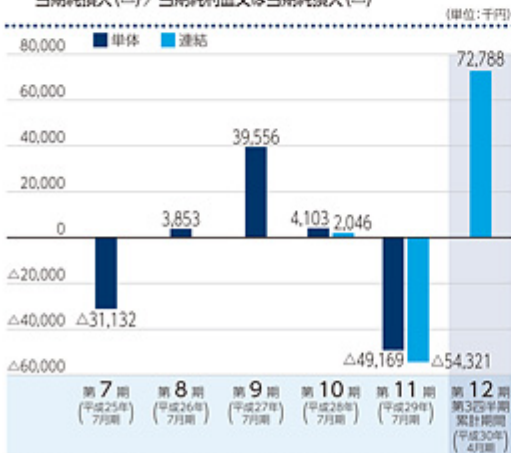
▶ 経常利益又は経常損失(△)



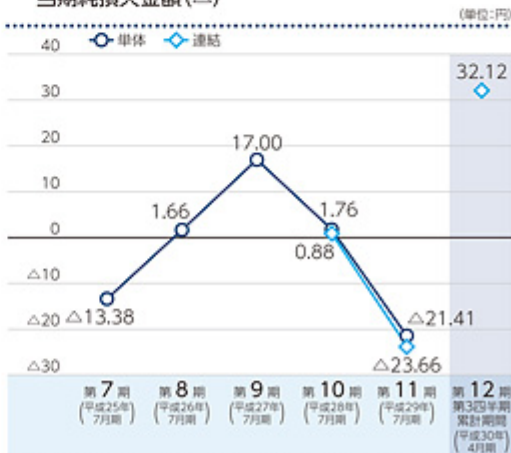
▶ 1株当たり純資産額



▶ 親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)/当期純利益又は当期純損失(△)



▶ 1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)



注)平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますので、第7期の開首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第10期	第11期
決算年月		平成28年7月	平成29年7月
売上高	(千円)	349,711	343,440
経常利益又は経常損失()	(千円)	8,823	53,260
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	(千円)	2,046	54,321
包括利益	(千円)	4,928	53,324
純資産額	(千円)	195,199	116,875
総資産額	(千円)	285,710	268,166
1株当たり純資産額	(円)	83.91	51.57
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()	(円)	0.88	23.66
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-
自己資本比率	(%)	68.32	43.58
自己資本利益率	(%)	1.06	-
株価収益率	(倍)	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	17,798	36,696
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	17,905	2,335
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	18,130	24,911
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	210,654	197,486
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	11 (7)	17 (15)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第10期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、第11期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3. 第11期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイトを含む。)は、年間平均人員を()内にて外数で記載しております。

6. 第10期、第11期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

7. 平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成25年7月	平成26年7月	平成27年7月	平成28年7月	平成29年7月
売上高 (千円)	133,324	160,190	287,164	349,103	339,390
経常利益又は経常損失() (千円)	22,894	7,229	39,846	4,393	48,379
当期純利益又は当期純損失() (千円)	31,132	3,853	39,556	4,103	49,169
資本金 (千円)	245,210	245,210	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	7,754	7,754	7,754	7,754	7,754
純資産額 (千円)	148,773	152,627	192,184	196,288	122,118
総資産額 (千円)	177,158	219,654	277,701	286,740	272,531
1株当たり純資産額 (円)	19,186.74	19,683.73	24,785.17	84.38	53.89
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は1株 当たり当期純損失金額() (円)	4,015.05	496.99	5,101.44	1.76	21.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	83.98	69.49	69.21	68.46	44.81
自己資本利益率 (%)	-	2.56	22.94	2.11	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	5 (2)	9 (5)	8 (6)	11 (7)	17 (15)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第7期及び第11期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。また、第8期、第9期及び第10期までは潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
- 第7期及び第11期の自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。
- 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
- 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
- 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイトを含む。)は、年間平均人員を()内にて外数で記載しております。
- 第10期及び第11期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
なお、第7期、第8期及び第9期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
- 当社は、平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算出しております。
- 上記8.のとおり、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書()の部』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第7期、第8期及び第9期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成25年7月	平成26年7月	平成27年7月	平成28年7月	平成29年7月
1株当たり純資産額 (円)	63.96	65.61	82.62	84.38	53.89
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	13.38	1.66	17.00	1.76	21.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

2【沿革】

当社は、代表取締役社長の中村達生が「世界に氾濫する大量の情報を俯瞰的に可視化できないか」という視点に着想を得た独自の解析テクノロジーを事業化したことから始まります。当初、株式会社創知としてスタートいたしました。

当社の会社設立後、現在までの沿革は次のとおりであります。

平成18年 8月	株式会社創知（現当社）を設立（本店 東京都港区赤坂）
平成19年 4月	特許可視化ツールサービス提供開始
平成20年 5月	東京都港区六本木へ本店移転
平成21年 6月	東京都文京区小石川へ本店移転
平成24年11月	TechRadar [®] （注1）をクラウドサービスにより提供開始
平成25年 7月	東京都文京区小日向へ本店移転
平成25年11月	DocRadar [®] （注2）をクラウドサービスにより提供開始
平成26年 1月	社名をVALUENEXコンサルティング株式会社に変更
平成26年 2月	VALUENEX, Inc.（米国）設立
平成26年11月	TechRadar [®] / DocRadar [®] にダッシュボード機能（注3）追加
平成27年 7月	社名をVALUENEX株式会社に変更
平成28年 1月	VALUENEX, Inc.（米国）の全株式を取得し、100%連結子会社化
平成29年 7月	TechRadar [®] / DocRadar [®] のユーザインターフェース2.0バージョン提供開始

（注1）当社の解析テクノロジーを利用した特許専用の解析アプリケーションサービス

（注2）当社の解析テクノロジーを利用した論文等の解析アプリケーションサービス

（注3）複数の分析データを一覧表示する機能

3【事業の内容】

当社グループは、VALUENEX株式会社（当社・東京都文京区）と100%子会社のVALUENEX, Inc.（米国・カリフォルニア州メンロパーク市）の2社から構成されており、世界中に氾濫する大量の情報を「信頼性」「俯瞰性」「客観性」「正確性」「最適性」の5つの独自の視点で融合し価値を創造することを理念としております。

当社グループの事業は当社の創業者代表取締役社長である中村達生が独自に開発したアルゴリズム（注1）を基盤にしたビッグデータ（注2）の解析ツールの提供（ASP（注3）サービス）とそれを用いたコンサルティングサービス及びレポート販売であり、これらはひとつのアルゴリズムから派生した事業であることから総称してアルゴリズム事業と称しております。したがって、当社グループは、アルゴリズム事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

各サービスの具体的な内容は以下のとおりであります。

（ASPサービス）

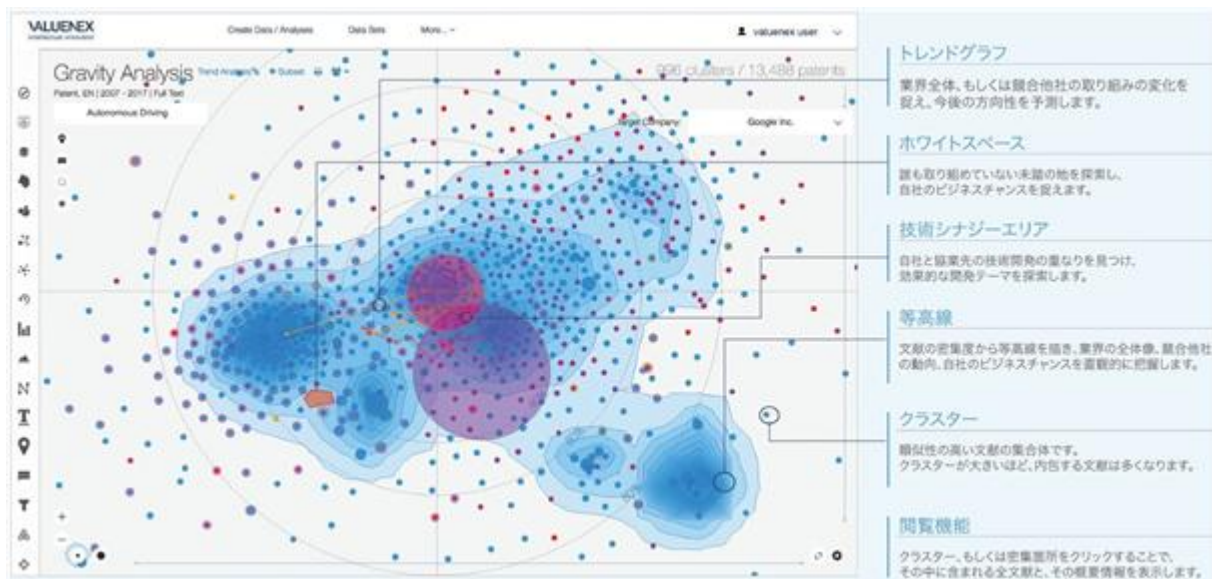
ASPサービスの内容と販売形態

ASP型ライセンスサービスであり、TechRadar® Scope（テックレーダー スコープ）、TechRadar® Vision（テックレーダー ビジョン）とDocRadar®（ドックレーダー）からなります。

まず、TechRadar®ですが、特許専用の解析ツールであります。これは、指定した技術文書をもとに特許データベースに登録されている全ての特許文書同士を比較したうえで、最大10万件までの特許文献間の類似度（特許データの間のそれぞれの内容がどれだけ近いのか、遠いのか）を自動的に判断し、それを目で見えるようにすること（可視化）により、膨大な特許群を一望に見渡すこと（俯瞰）ができるものであります。この可視化、俯瞰というやりかたは、文字を読んで理解するより、一目見て理解する方が早いという発想によるものであります。また、一般的な特許検索ツールは単語による検索条件に基づき、類似の特許データを検索、集計する等の結果は出すものの、特許データ同士の関係をどのくらい近いのか、遠いのかといった解析は行えません。それに対し、当社グループの解析ツールは、入力条件も、単語のみならず、共通性が高い単語を用いている文書間の距離（どのくらい近いのか、遠いのか）を数量化することが可能であります。ここが当社グループの情報解析ツールの大きな強みであります。

解析後のイメージは図1のようなものとなります。これらは1個のドット（点）が1つの特許を表しており、集合している領域は類似の特許が集中している分野であり、空白の領域は特許が存在していない分野というように可視化することができます。この読み解き方ですが、類似の特許が集中している場合は、競争が激しい分野であり、一方で特許が存在していないという場合は、何らかの理由（例えば、法の規制や技術的な制約あるいはまったく発想にないなど）により、競争がない分野であると読み解くことができます。この読み解きにより、例えば、将来の技術開発分野の特定（手つかずの領域に進出等）や買収先の技術領域の探索（強みの技術はどこで競争優位性があるのか等）あるいは潜在的なパートナー企業の探索（自社の技術領域とシナジーのある技術領域を有している企業はどこか）など様々な使い方ができます。

図1



TechRadar®には、TechRadar® ScopeとTechRadar® Visionがあります。TechRadar® Scopeは特許出願が既に出願されているものではないかの確認や新規事業や潜在市場のアイデアを練る場合に適したツールであり、概念検索（注4）で類似特許を上位最大1,000件まで表示します。一方TechRadar® Visionは大量の情報を分析するためのツールであり、最大100,000件の特許データを高精度に配置、表示します。

TechRadar®は、日本語、英語に対応しており、海外における特許解析も可能としております。

一方、DocRadar®は基本的にはTechRadar®と同じく最大10万件のテキスト文書情報を類似度評価によって可視化することで、従来、整理が難しくビジネス活用ができなかった文書情報（たとえばアンケートの自由記述など）を、類似度評価によって整理・クラスタリング（注5）、さらに可視化し、文書情報の定量分析を可能にする解析ツールであります。

TechRadar®との最大の違いであります。TechRadar®が日本、米国、欧州、その他の海外の特許データベースとリンクされているいわば特許のビッグデータ付属の解析ツールであるというのに対し、DocRadar®は、知財ビッグデータは付属されていない知財以外の多様なテキスト文書情報（たとえば、ニーズ・マーケット情報、社内文書、アンケート、インターネット情報、購買情報（POS）、判例情報、技術情報、研究情報など）を解析対象とする解析ツールという点であり、本質的には同じアルゴリズムを基盤としたツールであるといえます。

なお、DocRadar®は、日本語、英語に加え、中国語にも対応しております。

これらをまとめると表1のとおりとなります。

表1

		解析対象	処理容量	想定ユーザ層	利用用途（例）
ASP	TecRadar® Scope	特許	最大1,000件まで	経営企画、マーケティング、 知財部門等 （特定の特許や技術の類似特 許を検索・可視化したい方）	・技術シーズの評価 ・競合分析 ・先行文献調査 ・無効資料調査
	TechRadar® Vision		最大10万件まで	研究開発部門、大学等 （業界・技術分野や企業の研 究開発領域を俯瞰解析したい 方）	・業界トレンド ・自社の技術的強み・弱み 分析 ・研究開発の空白領域探索
	DocRadar®	その他の文献 （論文、新聞記事、 SNS、クチコミ等何でも）	最大10万件まで	経営企画、マーケティング、 知財部門、商品開発、研究開 発等 （特許以外のあらゆるテキス トデータから全体的な構造を 俯瞰解析したい方）	・会社のイメージ調査 ・関連市場調査

現在、当社グループは、当社グループの存在価値を高めるべく、国内外にて各種セミナー、イベントに参加しており、その中で、ブース出展はもとより、代表取締役社長 中村達生自らもプレゼンテーションの機会を得ており、その機会をとらえて、新規顧客開拓がなされております。加えて、当社の100%子会社である VALUENEX, Inc.（米国）もグローバルベースでの販売活動をしております。

料金体系

TechRadar®及びDocRadar®のサービス料金体系であります。月額固定料金の年間契約を基本としております。その対象とするデータの量と解析対象の範囲（日本のみか、海外も含むかなど）により、料金は異なります。

（コンサルティングサービス）

コンサルティングサービスの内容と販売形態

基本的に、TechRadar®とDocRadar®は、解析結果がどういう意味を示しているかを自ら読み解く必要がありますが、顧客の要望によっては、解析結果の読み解き結果をも求められる場合があります、その場合は、TechRadar®とDocRadar®を用いたコンサルティングという形で提供しております。

顧客は現在、主として大手企業の研究開発部門や経営企画部門であり、コンサルティングサービスから始めて、TechRadar®や DocRadar®の利用へ結びつくことも多く、密接にかかわっているといます。

コンサルティングサービスには、大別して調査コンサルティングとコーチングの2つの提供形態があります。調査コンサルティングは、顧客の要望に応じた調査・解析を当社グループが、顧客に代わってTechRadar®、DocRadar®を用いて実施するものであり、コンサルティングの一環として、コーチングを行う場合もあります。コーチングは顧客の内部の情報解析人材を育成するという観点によるものであります。

これらをまとめると以下の表2のとおりとなります。

表2

		解析対象	期間	想定ユーザ層	利用用途（例）
コンサルティング	調査コンサルティング	文献全般 (論文、新聞記事、SNS、 クチコミ等何でも)	1ヶ月間から1年間程度	経営企画、マーケティング、 知財部門等 (自らデータ解析する人的、 時間的経営資源がない方)	<ul style="list-style-type: none"> ・競合分析 ・自社の技術的強み・ 弱み分析 ・会社のイメージ調査 ・関連市場調査 ・新規事業探索 ・技術トレンド
	コーチング		随時	経営企画、マーケティング、 知財部門、商品開発、研究開 発等 (顧客内部でデータ解析する 人材を育成したい方)	

料金体系

顧客の要望される案件に対する当社グループの要員数と工数に単価を乗じて算定いたします。

（レポート販売）

レポート販売の内容と販売形態

TechRadar®とDocRadar®により、短期でかつ簡易なレポートを提出するものであります。

現在、日本経済新聞社の運営する日経テレコンというデータベースシステムを経由して、一般の顧客へ提供するものと直接、顧客へ提供しているものの2つがあります。

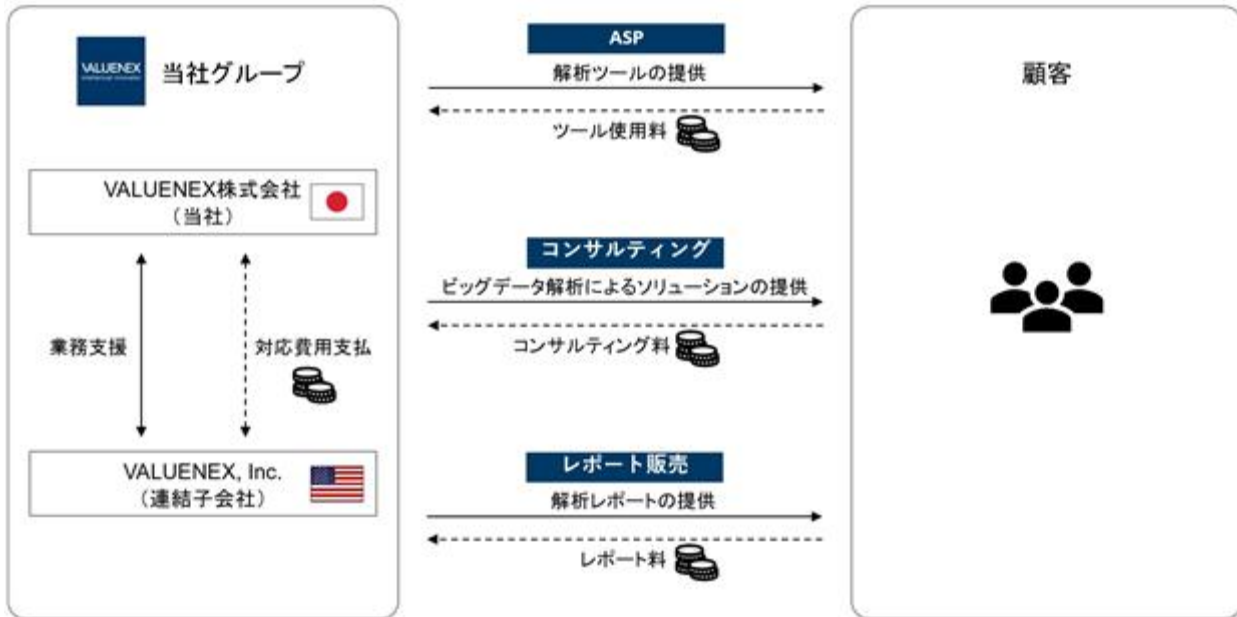
前者は、そのときどきの時宜にかなった技術トピックスや投資トピックスを題材に当社グループがTechRadar®とDocRadar®を用いて、解析レポートを作成し、それを日経テレコンのサイトを通じて、販売するというものであり、対象は個人及び法人であります。

また、後者は、顧客の有している企業情報やマーケット情報を材料に、当社グループがTechRadar®とDocRadar®を用いて、解析レポートを作成し、その顧客に提供するものであります。

料金体系

日経テレコンによるレポートは1件ごとの従量料金であります。また日経テレコン以外によるレポートも基本的に1件ごとの従量料金であります。

[事業系統図]



用語解説

本項「3 事業の内容」において使用しております用語の定義について以下に記します。

	用語	用語の定義
(注1)	アルゴリズム	コンピュータ上の解を得るための具体的手順。
(注2)	ビッグデータ	従来、膨大な量であるため、処理が困難と思われていた大量のデータ。
(注3)	ASP (Application Service Provider)	アプリケーションソフト等のサービス（機能）をネットワーク経由で提供するプロバイダ（= provide 提供する 事業者・人・仕組み 等全般）のこと。
(注4)	概念検索	蓄積された種々のデータから、概念が類似する情報を自動的に検索する情報検索の一手法。
(注5)	クラスタリング	データの集合を部分集合（クラスタ）に切り分けて、それぞれの部分集合に含まれるデータのある共通の特徴により、より分けるデータ解析の一手法。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) VALUENEX, Inc. (注)	米国カリフォルニア州 メンロパーク市	150 千米ドル	ASP コンサルティング	100.0	営業取引 役員兼務

(注) 特定子会社に該当しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
アルゴリズム事業	18 (11)
合計	18 (11)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイトを含む。)は、最近1年間の平均人員を()内に
て外数で記載しております。

2. 当社グループはアルゴリズム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成30年8月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
17(11)	34.9	1.8	6,484,699

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイトを含む。)は、最近1年間の平均人員を()内に
て外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、アルゴリズム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

第11期連結会計年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続いており、企業収益は、総じて改善傾向にあるなかで、企業の業況判断は、おおむね横ばいとなっておりますが、一部に改善の兆しもみられます。

IDC Japan株式会社の公表した国内ソフトウェア市場（パッケージソフトウェア、SaaS（注1）、PaaS（注2）の売上額）の2016年実績と、2017年～2021年の予測（2017年6月26日発表）によると、2016年の同市場規模は2兆6,957億円、前年比成長率は2.2%でした。2017年は前年比成長率3.9%を見込み、2016年～2021年の年間平均成長率は4.3%、2021年には3兆3,342億円規模に達するという見込みであり、国内ソフトウェア市場全体としての市場規模、成長性ともに今後とも有望視されます。

そのなかでも、特にアプリケーション開発/デプロイメント（展開）市場では企業のビッグデータに対する取り組みが本格化し、今後も企業のビッグデータに対する取り組みがさらに活性化し、データ管理ソフトウェアとアナリティクス（解析）ソフトウェアの高い成長は、2021年までの年間平均成長率が6.7%と、今後も持続すると予測されております。

当連結会計年度は、国内におけるTechRadar®とDocRadar®のさらなる販売拡大のため、ヘルスケア業界とフィンテック業界という成長事業ドメインへの進出を図りました。また、米国においては、当社の100%子会社であるVALUENEX, Inc.（米国）に専従の営業責任者1名を配置し、積極的な営業活動を行いました。

その結果、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度に比べ6,271千円減少し、343,440千円（前年同期比1.8%減）となりました。

その内訳としてASPサービスに係る売上高は116,897千円（前年同期比9.1%増）、また、コンサルティングサービスに係る売上高は226,396千円（前年同期比6.6%減）となりました。

営業損失は56,208千円（前年同期は営業利益7,711千円）、経常損失は53,260千円（前年同期は経常利益8,823千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は54,321千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益2,046千円）となりました。

なお、当社グループはアルゴリズム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

（注1）SaaSとはSoftware as a Serviceの略であり、これまでパッケージ製品として提供されていたソフトウェアを、インターネット経由でサービスとして提供・利用する形態のことを指します。

（注2）PaaSとはPlatform as a Serviceの略であり、アプリケーションソフトを開発するための土台（プラットフォーム）一式を、インターネット上のサービスとして提供する形態のことを指します。

第12期第3四半期連結累計期間（自 平成29年8月1日 至 平成30年4月30日）

当第3四半期連結累計期間における我が国の景気は緩やかに回復しており、個人消費も持ち直し、設備投資も緩やかに増加してきております。また、企業収益は改善しており、企業の業況判断も改善しております。

IDC Japan株式会社（以下IDC）の国内ソフトウェア市場（パッケージソフトウェア、SaaSPaaSの売上額）の2017年の予測（2017年12月26日発表）によると、2017年の国内ソフトウェア市場は2兆8,367億円、前年比成長率が4.9%であり、大分類市場別では、アプリケーション市場が前年比成長率5.2%、アプリケーション開発/デプロイメント市場が前年比成長率5.8%、システムインフラストラクチャソフトウェア市場が前年比成長率4.0%でありました。

国内ソフトウェア市場は、2016年～2021年の年間平均成長率（CAGR：Compound Annual Growth Rate）5.2%、2019年に3兆円を超え、2021年には3兆4,897億円に達するとIDCでは予測しています。また、大分類市場別の2016年～2021年のCAGRはアプリケーション市場が5.3%、アプリケーション開発/デプロイメント市場が6.7%、システムインフラストラクチャソフトウェア市場が4.2%とIDCでは予測しています。

当第3四半期連結累計期間は、国内におけるTechRadar®とDocRadar®のさらなる販売拡大のため、引き続き、ヘルスケア業界とフィンテック業界という成長事業ドメインへの進出を図りました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は405,662千円、営業利益は78,490千円、経常利益は79,482千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は72,788千円となりました。

なお、当社グループはアルゴリズム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フロー

第11期連結会計年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比較して、13,167千円減少したことにより、197,486千円（前年同期比6.3%減）となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動の結果支出した資金は、36,696千円（前連結会計年度は17,798千円の支出）となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失53,761千円の計上、前受金の増加額14,296千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果支出した資金は、2,335千円（前連結会計年度は17,905千円の支出）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出1,400千円及び無形固定資産の取得による支出935千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動の結果獲得した資金は24,911千円（前連結会計年度は18,130千円の支出）となりました。これは主に短期借入れによる収入50,000千円、自己株式の取得による支出25,000千円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

第11期連結会計年度及び第12期第3四半期連結累計期間の受注状況をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	第11期連結会計年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)				第12期第3四半期連結累計期間 (自 平成29年8月1日 至 平成30年4月30日)	
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
ASP	110,087	85.7	66,694	90.7	177,272	132,107
コンサルティング	275,740	138.9	63,173	456.8	254,221	23,678
レポート販売	145	115.2	-	-	86	-
合計	385,974	118.0	129,868	148.7	431,580	155,786

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループは、アルゴリズム事業の単一セグメントであるため、サービスごとに記載しております。

(3) 販売実績

第11期連結会計年度及び第12期第3四半期連結累計期間における販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	第11期連結会計年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)		第12期第3四半期連結累計期間 (自 平成29年8月1日 至 平成30年4月30日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
ASP	116,897	109.1	111,859
コンサルティング	226,396	93.4	293,716
レポート販売	145	115.2	86
合計	343,440	98.2	405,662

(注) 1. 当社グループは、アルゴリズム事業の単一セグメントであるため、サービスごとに記載しております。

2. サービス間の取引はありません。

3. 最近2連結会計年度及び第12期第3四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第10期連結会計年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)		第11期連結会計年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)		第12期第3四半期連結累計期間 (自 平成29年8月1日 至 平成30年4月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	65,810	18.8	45,900	13.4	-	-
株式会社本田技術研究所	35,439	10.1	-	-	-	-

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

5. 第11期連結会計年度及び第12期第3四半期連結累計期間の株式会社本田技術研究所に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

6. 第12期第3四半期連結累計期間のトヨタ自動車株式会社に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

7. 第12期第3四半期連結累計期間において販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上の販売先はありません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1)経営方針

当社グループの経営方針であります。当社グループの強みである独自のアルゴリズムは、当社グループの成長の源泉であり、これをあらゆる形（たとえば、ライセンス提供、コンサルティングなど）でビジネスとして立ち上げてゆくことにより、持続的な成長を実現させるというものであり、その事業化の形は多様であると考えております。

(2)経営戦略等

当社グループの経営戦略は、当社グループの強みであるアルゴリズムを活用し得る企業体とのコラボレーションを図ることにより、新たな市場を創出するというものであります。これは、当社グループの人的、物的、財務的資源の足りない部分を他の企業体の資源で補うことにより、当社グループの潜在的な成長性を何倍にも引き上げるというものであり、例えば、ビッグデータを有するもののその解析に課題を抱えている企業体との協業などが想定されます。

(3)経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

先進的で高品質なサービスを安定的に提供してゆくためには、健全な財務基盤の維持が重要であると考えており、営業利益を収益性の指標としております。

(4)経営環境

当社グループは、そのときどきの技術の発展がビッグデータを取り巻く領域（以下「ビッグデータ市場」）を規定するものと考えており、その発展段階に応じて、今後も進化し続けると考えております。

具体的には、1990年代から始まるインターネットの普及とデータのデジタル化の段階から、2000年代のヤフーやGoogleに代表される検索エンジン（注1）の普及の段階、そして、2010年代の情報通信技術（ICT）（注2）の進展の段階から現在は人工知能（AI）（注3）の拡大の段階にあり、将来は、量子コンピュータ（注4）の段階へ進展することになるものと考えております。

このような認識のもと、当社グループを取り巻くいわゆるビッグデータ関連市場はまだこれから成長が期待される事業領域であると考えており、当社グループのアルゴリズム技術は人工知能（AI）が脚光を浴びている昨今、その取り巻く潜在市場も大きいと予想されます。加えて、特に知的財産分野は、平成15年3月にクールジャパン戦略の一環で、内閣府に知的財産戦略本部を設置されたことから、国策的な位置づけであり、外部環境は非常に有望視されるものと思われ。一方、内部環境も、専門性の高い人材が採用され、成長するうえで欠かせない人的な基盤が確立されつつあり、これも有望視される所以であります。

(5)事業上及び財務上の対処すべき課題

新規事業分野の開拓

当社グループの事業領域は、大量の文書解析のニーズがある分野すべてにわたっておりますが、現状、特に知的財産権の分野に集中しております。当社グループは、これをマーケティング分野、投資分野、医療分野、法曹分野などに展開していくことが可能であり、新規事業分野への開拓が重要と考えております。

VALUENEXブランドの強化

予測分析のリーディングカンパニーとしての地位を築くことを目標としているなかで、VALUENEXという名称を社名としており、サービス名としても位置づけたいと考えており、このVALUENEXという名称をブランド化していきたいと考えております。そのための認知度を向上されることが不可欠であり、インターネットなどを有効に活用しながら、定着を図る方針であります。

人材の確保と育成

当社グループは、さらなる事業成長を目指しておりますが、そのなかで、最も重要な経営資源は人材であると考えております。そのために、新たな人材を採用する必要がありますが、現在、景気の向上も相まって、優秀な人材については、他社との競合となってきております。当社グループは、上場することにより、知名度を上げるとともに、安定的な財務基盤を確立することを通じ、優秀な人材を確保する方針であります。

海外展開

当社グループは、当初より、市場規模が大きいと考えられることから、海外展開を見据えた営業活動を行っており、また、現在、スイス（ジュネーブ）に社員を派遣しており、情報収集を中心に活動を行っております。

最近では、海外イベントにおいて、当社の社長に対してプレゼンターの依頼がくるなど、少しずつ、当社の存在感が海外にも浸透してきていると考えており、海外展開をさらに積極的に推進していく方針であります。

内部管理体制の強化

当社グループが、成長を遂げるに際して、無視しえないのが内部管理体制の問題です。従来より当社グループは監査役会の設置、独立取締役の選任、内部監査の強化などを通じて、コンプライアンス強化に努めておりますが、組織が大きくなるとともに、事業が拡大するにつれて、コンプライアンス遵守が甘くならないようにする必要があります。そのため、全従業員へのコンプライアンス・マニュアルの遵守の徹底などを図ってまいります。

用語解説

本項「3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において使用しております用語の定義について以下に記します。

	用語	用語の定義
(注1)	検索エンジン	インターネットに存在する情報（ウェブページ、ウェブサイト、画像ファイル、ネットニュースなど）を検索する機能およびそのプログラム。
(注2)	情報通信技術（ICT）	Information and Communication Technology コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のことであり、従来から使われている「IT（Information Technology）」に代わる言葉として使われております。
(注3)	人工知能（AI）	Artificial Intelligence 人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステム。具体的には、人間の使う自然言語を理解したり、論理的な推論を行ったり、経験から学習したりするコンピュータプログラムなどのことをいいます。
(注4)	量子コンピュータ	量子力学の原理を情報処理に応用するコンピュータのこと。スーパーコンピュータが数千年もかかって解く問題を、数秒で計算できるようになると期待されております。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 巨大資本データベース事業会社による当社グループの解析技術市場への参入について

当社グループの解析技術は、独自の技術であり、他社による模倣は困難であると考えておりますが、巨大資本データベース事業会社が当社グループの解析技術市場に参入しない保証はなく、参入があった場合には、業績に影響が生じる可能性があります。

(2) システム障害について

当社グループは、TechRadar[®]とDocRadar[®]のASPサービスを展開しておりますが、天災、サイバー攻撃、事故などに起因した通信ネットワークの切断により、システム障害が発生する可能性があります。

当社グループではデータのバックアップ、データセンターの分散配置などによりトラブルに対する備えをしておりますが、システム障害が発生した場合には、一時的なサービス提供の停止等により、業績に影響が生じる可能性があります。

当社グループの事業は、サービスの基盤をインターネット通信網に依存しております。そのため、顧客へのサービス提供が妨げられるようなシステム障害の発生やサイバー攻撃によるシステムダウン等を回避すべく、稼働状況の監視等により未然防止策を実施しております。しかしながら、このような対応にもかかわらず大規模なシステム障害が発生した場合等には、業績に影響が生じる可能性があります。

(3) 知的財産権について

当社グループでは「VALUENEX[®]」「TechRadar[®]」「DocRadar[®]」等の名称及びサービス名について商標登録を行っているほか、文書検索装置及び文書検索方法の特許（日本：第5159772号。米国：US 8,818,979 B2）を取得しております。今後も知的財産権の保全に積極的に取り組む予定ですが、当社グループの知的財産権が第三者に侵害された場合には、解決までに多くの時間及び費用がかかるなど、業績に影響が生じる可能性があります。

また、当社グループによる第三者の知的財産権の侵害については、可能な範囲で調査を行い対応しております。しかしながら、当社グループの事業領域における第三者の知的財産権を完全に把握することは困難であり、当社グループが認識せずに他社の特許等を侵害してしまう可能性は否定できません。この場合には当社グループに対する損害賠償請求や、ロイヤリティの支払要求等が行われること等により、業績に影響が生じる可能性があります。

(4) 季節変動について

当社グループは、当社グループの顧客である企業あるいは官公庁の会計年度の関係により、3月にコンサルティングの売上高が増加する傾向にあるため、通期の業績に占める第3四半期連結会計期間の比重が高くなっております。また、売上高の小さい四半期においては、販売費及び一般管理費等の経費は固定費として毎四半期比較的均等に発生するため、営業赤字となることがあります。

このため、特定の四半期業績のみをもって当社グループの通期業績見通しを判断することは困難であり、第3四半期連結会計期間の業績如何によっては通期の業績に影響が生じる可能性があります。

当社グループは、TechRadar[®]とDocRadar[®]のASPの販売を拡大していくことにより、季節変動性の緩和を図っていく方針ですが、今後につきましても、第3四半期連結会計期間依存型の傾向は続くことが考えられます。

なお、第12期連結会計年度における当社グループの四半期ごとの業績の概要は以下のとおりであります。

		第12期連結会計年度 (自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月 31日)				
		第1四半期 自平成29年 8月 至平成29年10月	第2四半期 自平成29年11月 至平成30年 1月	第3四半期 自平成30年 2月 至平成30年 4月	第4四半期 自平成30年 5月 至平成30年 7月	年度計
売上高	(千円)	51,294	117,247	237,120	102,081	507,744
営業利益又は 営業損失 ()	(千円)	42,636	13,580	107,546	1,482	77,007

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(5)特定の人物への依存について

当社代表取締役社長である中村達生は、当社グループの最高経営責任者であり、経営方針や事業戦略の決定、開発、サービスラインナップ、製品コンセプト等に関してリーダーシップを発揮しており、当社グループの経営活動全般において重要な役割を果たしております。そのため、各事業部門のリーダーへ権限移譲を進めることで、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、同氏に不測の事態が生じた場合には、業績に影響が生じる可能性があります。

(6)人材確保・維持について

当社グループは、人員規模が小さく、社内体制も会社規模に応じたものであります。そのため今後更なる業容拡大を図るためには、事業の中核となるコンサルタントや営業担当者に加え、当社グループ独自の技術を継承し発展させる技術者の維持と拡充が重要であると認識しております。

しかしながら、このような人材の確保・維持が出来ない場合、あるいは役員及び社員が予期せず退任又は退職した場合には、当社グループが誇るサービスレベルの維持が困難となり、組織活動が鈍化し、業容拡大の制約要因となる場合には、業績に影響が生じる可能性があります。

(7)人材の育成について

技術力を維持するため、人材の教育には時間と費用をかけて取り組んでおりますが、教育の効果が出ない可能性や教育費が固定費に占める割合が高まる可能性があり、その場合、業績に影響が生じる可能性があります。

(8)コンプライアンスの徹底について

当社グループは、会社法、税法、知的財産法、下請法、景品表示法等、さらには海外事業に係る当該国の各種法令・規制等の遵守は極めて重要な企業の責務と認識のうえ、法令遵守の徹底を図っております。しかしながら、こうした対策を行ったとしても、個人的な不正行為等を含めコンプライアンスに関するリスク並びに社会的な信用やブランド価値が毀損されるリスクを完全に回避することはできず、当該リスクが顕在した場合には、業績に影響が生じる可能性があります。

(9)海外展開について

当社グループは、米国、欧州を拠点として、海外市場に積極的に展開をしておりますが、当社グループの計画どおりに海外展開ができない場合、また、当該地域の情勢が悪化する場合や法規制等が当社グループにとって厳しくなる場合等には、業績に影響が生じる可能性があります。

(10)技術革新について

当社グループは、独自の解析技術に基づいて事業を展開しておりますが、当該分野は新技術の開発が相次いで行われ、非常に変化の激しい業界となっております。このため、当社グループは、エンジニアの採用・育成や職場環境の整備、また特にビッグデータ分析に関する技術、知見、ノウハウの取得に注力しております。しかしながら、事業展開上必要となる知見やノウハウの獲得に困難が生じた場合、また技術革新に対する当社グループの対応が遅れた場合、さらに、新技術への対応のために追加的なシステム、人件費などの支出が拡大する場合等には、業績に影響が生じる可能性があります。

(11)情報の保護について

当社グループは、業務上、顧客より提供された機密情報を取り扱う場合があるため、顧客と業務委託契約を締結し、情報管理責任者より権限を付与された担当者のみがデータにアクセスできるようにするなど、情報漏えいの防止に努めております。

しかしながら、何らかの理由で顧客の機密情報や個人情報が外部に流出した場合、当社グループへの損害賠償請求や社会的信用の失墜により、業績に影響が生じる可能性があります。

(12)内部管理体制の強化について

当社グループでは、企業価値の継続的な増大を図るにはコーポレートガバナンスが有効に機能することが必要不可欠であると認識しており、今後とも業務適正性及び財務報告の信頼性の確保のために内部管理体制の適切な運用を徹底してまいります。しかしながら、当社グループは、人員規模が小さく、社内体制も会社規模に応じたものであり、事業の急速な拡大により、内部管理体制の構築が追いつかず、コーポレートガバナンスが有効に機能しなかった場合には、適切な業務運営が困難となり、業績に影響が生じる可能性があります。

(13) プロジェクトの検収時期の変更あるいは赤字化による業績変動の可能性について

当社グループでは、顧客の検収に基づき売上高を計上しております。そのため、当社グループはプロジェクト毎の進捗を管理し、計画どおりに売上高および利益が計上できるように努めておりますが、プロジェクトの進捗如何では、納期が変更されることもあります。この結果、検収時期の変更により売上計上時期が変動し、業績に影響が生じる可能性があります。

また、プロジェクトは、想定される工数を基に売上見積を作成し受注しております。そのため、当社グループは顧客との認識の齟齬や想定工数の乖離が生じることがないように、慎重に工数の算定をしております。しかしながら、工数の見積り時に想定されなかった不測の事態等の発生により、工数が増加すると、プロジェクトの収支が悪化する場合には、業績に影響が生じる可能性があります。

(14) 特定のベンチャーファンドについて

当社の最大株主は早稲田1号投資事業有限責任組合であり、本書提出日現在の同組合の当社の保有比率は発行済ベースで47.5%であり、同ファンドの運用の終了する期限が2019年1月31日であるため、90日間のロックアップをかけております。

同ファンドが未公開株式に投資を行う目的は、株式公開後において所有する株式を売却することであるため、今後、市場に一時に株式が大量に流通することとなる可能性があり、株価に影響が生じる可能性があります。

但し、同ファンドは、同ファンドの運用を継続した上で当社株式を単独又は複数の長期に株式保有する方針の企業等に譲渡する方向で検討しているとのことであります。

(15) 配当政策について

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的に業績の成長に見合った成果を配当することを基本方針としております。したがって、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、利益還元実施を検討する所存であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(16) 税務上の繰越欠損金について

当社は、現在、税務上の繰越欠損金が平成30年7月時点で87,374千円存在しております。そのため、現在は通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が課せられておりませんが、今後、繰越欠損金が解消された場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が課せられることとなり、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響が生じる可能性があります。

(17) 資金使途について

当社が計画している公募増資の資金の使途については、子会社の増資、アルゴリズム研究体制の構築等、ASP機能改善、クラウドサーバ費用、採用経費、会計システム投資、本社拡張投資及び広告宣伝費に充当する予定であります。しかしながら、環境の変化などによって十分な資金調達が行えない場合、競争力低下や業容拡大の制約要因となる可能性もあります。また、当初の計画に沿って調達資金を使用した場合でも、想定した投資効果を上げられず、業績に影響が生じる可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

第11期連結会計年度（自平成28年8月1日至平成29年7月31日）

当社グループはTechRadar®およびDocRadar®の次世代版である次世代VALUENEX Radar（仮称）の研究開発を進めております。現在の研究開発体制は、当社グループスタッフと米国の開発ベンダーから構成されております。当連結会計年度における研究開発費は3,920千円となっております。

なお、当社グループは、アルゴリズム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第12期第3四半期連結累計期間（自平成29年8月1日至平成30年4月30日）

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

連結財務諸表の作成に当たり、資産及び負債または損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載してあります。

(2) 財政状態の分析

第11期連結会計年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

（資産）

当連結会計年度末における流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べ18,256千円減少し、238,674千円となりました。親会社株主に帰属する当期純損失の計上、自己株式の取得により現金及び預金が13,167千円減少したこと、第10期末に計上されていたコンサルティング案件の売掛金の回収があったため売掛金が11,270千円減少したことによるものであります。

当連結会計年度末における固定資産の残高は29,491千円となり前連結会計年度末に比べ712千円増加しました。この主な原因は、有形リース取得によるリース資産3,497千円の増加、研究開発用サーバ・システム開発用PCの購入による工具、器具及び備品1,394千円の増加、それにとまう減価償却費の計上による減価償却累計額の増加3,154千円のものであります。

この結果、総資産の残高は、前連結会計年度末に比べ17,544千円減少し、268,166千円となりました。

（負債）

当連結会計年度末における流動負債の残高は148,639千円となり前連結会計年度末に比べ58,128千円増加しました。この主な理由は、運転資金を目的とした短期借入金が50,000千円増加したことによるものであります。

当連結会計年度末における固定負債の残高は、前連結会計年度末に比べ2,651千円増加し、2,651千円となりました。有形リース取得によるリース債務が2,651千円増加したことによるものであります。

この結果、総負債の残高は、前連結会計年度末に比べ18,336千円減少し、268,166千円となりました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産の残高は116,875千円となり前連結会計年度末に比べ78,324千円減少しました。この主な原因は、親会社株主に帰属する当期純利益を計上したことによる利益剰余金の減少54,321千円及び自己株式が25,000千円増加したことによるものであります。

第12期第3四半期連結累計期間（自 平成29年8月1日 至 平成30年4月30日）

（資産）

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は372,748千円となり前連結会計年度末に比べ134,073千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が151,178千円増加し、売掛金が18,649千円減少し、仕掛品が2,144千円減少したことによるものであります。

当第3四半期連結会計期間末における固定資産は30,106千円となり前連結会計年度末に比べ615千円増加いたしました。これは主に投資その他の資産が3,286千円増加し、減価償却に伴い有形固定資産が2,095千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産の残高は、前連結会計年度末に比べ134,689千円増加し、402,855千円となりました。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は208,952千円となり前連結会計年度末に比べ60,312千円増加いたしました。これは主に短期借入金が30,000千円増加したことによるものであります。

当第3四半期連結会計期間末における固定負債は2,083千円となり前連結会計年度末に比べ568千円減少いたしました。

この結果、負債合計は211,035千円となり前連結会計年度末に比べ59,744千円増加いたしました。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産は191,820千円となり前連結会計年度末に比べ74,944千円増加いたしました。この主な原因は、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上による利益剰余金の増加72,788千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第11期連結会計年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

（売上高）

当連結会計年度の売上高は前連結会計年度に比べ6,271千円減少し、343,440千円（前年同期比1.8%減）となりました。この主な要因は、TechRadar®及びDocRadar®のグローバル版であるVALUENEX Radar UI2.0のリリースの遅れ等によるものであります。

（売上原価、売上総利益）

当連結会計年度の売上原価は前連結会計年度に比べ3,358千円増加し97,840千円（同3.6%増）、売上総利益は、245,600千円（前年同期比3.8%減）となりました。これは主にコンサルティング原価42,154千円、サーバ管理費16,670千円、開発費用を含めたシステム管理費37,594千円の計上によるものであります。

（販売費及び一般管理費、営業損失）

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は前連結会計年度に比べ54,289千円増加し301,808千円（同21.9%増）、営業損失は56,208千円（前年同期は営業利益7,711千円）となりました。これは主に増員による給料及び手当71,393千円、業務委託費62,395千円の計上によるものであります。

（営業外損益、経常損失）

当連結会計年度の営業外損益は、主として保険解約返戻金3,443千円の発生により営業外収益が前連結会計年度に比べて2,636千円増加し3,748千円、また、支払利息267千円の発生、為替差損532千円の発生により営業外費用が前連結会計年度に比べて800千円増加し800千円となりました。

（特別損失、親会社株主に帰属する当期純損失）

当連結会計年度の特別損失は、固定資産の除却500千円の発生により500千円、法人税等合計は法人税の減少により前連結会計年度に比べて417千円減少し559千円となりました。この結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失54,321千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益2,046千円）となりました。

第12期第3四半期連結累計期間（自 平成29年8月1日 至 平成30年4月30日）

（売上高）

当第3四半期連結累計期間の売上高は405,662千円となりました。

（売上原価、売上総利益）

当第3四半期連結累計期間の売上原価は81,908千円、売上総利益は、323,754千円となりました。売上原価の主な内訳は、コンサルティング原価48,500千円、サーバ管理費12,891千円、システム管理費19,130千円でありま

す。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当第3四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は245,263千円、営業利益は78,490千円となりました。この主な内訳は、給料及び手当63,328千円、業務委託費35,751千円によるものであります。

（営業外損益、経常利益）

当第3四半期連結累計期間の営業外損益の主な内訳は、受取補償金1,642千円であります。

（特別損失、親会社株主に帰属する四半期純利益）

当第3四半期連結累計期間の特別損益は発生しておりません。なお、法人税等合計は6,693千円となりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純利益は72,788千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「1 業績等の概要（2）キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第11期連結会計年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

当連結会計年度における設備投資の総額は5,832千円であり、主な目的は作業効率の向上です。内容としましてはリース資産に3,497千円、工具、器具及び備品に1,400千円、ソフトウェア購入に935千円となっております。

また、当社グループの事業セグメントは、アルゴリズム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却・売却等はありません。

第12期第3四半期連結累計期間（自 平成29年8月1日 至 平成30年4月30日）

当第3四半期連結累計期間において実施した設備投資はありません。

なお、当第3四半期連結累計期間において重要な設備の除却・売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成29年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	リース資産 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都文京区)	サーバ等	11,815	4,764	3,089	1,281	20,950	17(15)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 本社建物は賃借しております。年間賃借料は11,943千円であります。

4. 従業員数の()は、常勤の臨時雇用者数(アルバイトを含む)を外書しております。

5. 当社グループの事業セグメントは、アルゴリズム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 在外子会社

重要性がないため、記載は省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

平成30年8月31日現在

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金 調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
VALUENEX株 式会社(本社)	東京都 文京区	事務所増床に伴う 設備	40,000	-	自己資金	平成31年2月	平成31年3月	(注) 3.

(注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループの事業セグメントは、アルゴリズム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

3. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,600,000
計	3,600,000

(注)平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は3,588,000株増加し、3,600,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,326,200	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,326,200	-	-

(注)1.平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は2,318,446株増加し、2,326,200株となっております。

2.平成30年4月10日開催の臨時株主総会決議により、平成30年4月10日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成20年7月25日臨時株主総会決議(平成20年7月25日取締役会決議：第1回新株予約権)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	79(注)1	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	79(注)1	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	120,000(注)2	-
新株予約権の行使期間	自平成22年7月26日 至平成30年7月25日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 120,000 資本組入額 60,000	-
新株予約権の行使の条件	(注)3	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	-

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

（注）2．新株予約権の割当後、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当による株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）する場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

（注）3．新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍その他正当な理由の存する場合については、取締役会において定めるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続はこれを認めない。

その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

（注）4．当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

（注）5．本書提出日現在において、対象者の行使期間の満了に伴う失効により、対象者はおりません。

平成27年7月31日臨時株主総会決議(平成27年7月31日取締役会決議：第3回新株予約権)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	40(注)1	40(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40(注)1	12,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注)2	100(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成29年8月1日 至平成37年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000	発行価格 100 資本組入額 50(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、または、新株予約権に担保設定してはならない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(注)2. 新株予約権の割当後、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当による株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む)の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く)する場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

- (注) 3 . 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍その他正当な理由の存する場合については、取締役会において定めるものとする。
 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続はこれを認めない。
 その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (注) 4 . 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。
- (注) 5 . 平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成28年2月23日臨時株主総会決議(平成28年2月23日取締役会決議：第4回新株予約権)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	14(注)1	14(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14(注)1	4,200(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	36,000(注)2	120(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成30年2月24日 至 平成38年2月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 36,000 資本組入額 18,000	発行価格 120 資本組入額 60(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、または、新株予約権に担保設定してはならない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注) 1 . 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
 ただし、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当等を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (注) 2 . 新株予約権の割当後、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当による株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）する場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

- (注) 3 . 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の社外協力者であることを要する。ただし、正当な理由の存する場合については、取締役会において定めるものとする。
新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続はこれを認めない。
その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (注) 4 . 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。
- (注) 5 . 平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成28年3月2日臨時株主総会決議(平成28年3月2日取締役会決議：第5回新株予約権)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	35(注)1	31(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35(注)1	9,300(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	36,000(注)2	120(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成30年3月3日 至平成38年3月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 36,000 資本組入額 18,000	発行価格 120 資本組入額 60(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の一切の処分を認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

ただし、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注) 2. 新株予約権の割当後、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が 1 株あたり 36,000 円を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当による株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）する場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

(注) 3. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍その他正当な理由の存する場合については、取締役会において定めるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続はこれを認めない。

その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注) 4. 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

(注) 5. 平成30年 3 月 9 日開催の取締役会決議により、平成30年 3 月 28 日付で普通株式 1 株につき 300 株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成28年3月2日臨時株主総会決議(平成28年6月10日取締役会決議：第6回新株予約権)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	4(注)1	4(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4(注)1	1,200(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	36,000(注)2	120(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成30年6月11日 至平成38年3月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 36,000 資本組入額 18,000	発行価格 120 資本組入額 60(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の一切の処分を認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(注)2. 新株予約権の割当後、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が1株あたり36,000円を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当による株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む)の行使による場合および当社普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く)する場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

- (注) 3 . 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍その他正当な理由の存する場合については、取締役会において定めるものとする。
新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続はこれを認めない。
その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- (注) 4 . 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

- (注) 5 . 平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成29年1月24日臨時株主総会決議(平成29年2月10日取締役会決議：第7回新株予約権)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	55(注)1	51(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55(注)1	15,300(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	125,000(注)2	417(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成31年2月11日 至 平成39年1月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 125,000 資本組入額 62,500	発行価格 417 資本組入額 209(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の一切の処分を認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注) 1 . 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当等を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- (注) 2 . 新株予約権の割当後、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が1株あたり125,000円を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当による株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）する場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

- (注) 3 . 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍その他正当な理由の存する場合については、取締役会において定めるものとする。
新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続はこれを認めない。
その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- (注) 4 . 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

- (注) 5 . 平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成29年1月24日臨時株主総会決議(平成29年5月12日取締役会決議：第8回新株予約権)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	4(注)1	2(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4(注)1	600(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	125,000(注)2	417(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成31年5月13日 至平成39年1月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 125,000 資本組入額 62,500	発行価格 417 資本組入額 209(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の一切の処分を認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

ただし、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注) 2. 新株予約権の割当後、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が 1 株あたり 125,000 円を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当による株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）する場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

(注) 3. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍その他正当な理由の存する場合については、取締役会において定めるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続はこれを認めない。

その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注) 4. 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

(注) 5. 平成30年 3 月 9 日開催の取締役会決議により、平成30年 3 月 28 日付で普通株式 1 株につき 300 株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成29年10月26日定時株主総会決議(平成29年10月26日取締役会決議：第9回新株予約権)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	-	4(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	1,200(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	417(注)2、5
新株予約権の行使期間	-	自平成31年10月27日 至平成39年10月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 417 資本組入額 209(注)5
新株予約権の行使の条件	-	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	-	譲渡、質入その他の一切の処分を認めない。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当等を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注)2. 新株予約権の割当後、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が1株あたり125,000円を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当による株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む)の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く)する場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

- (注) 3 . 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍その他正当な理由の存する場合については、取締役会において定めるものとする。
- 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続はこれを認めない。
- その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- (注) 4 . 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

- (注) 5 . 平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成29年10月26日定時株主総会決議(平成30年1月12日取締役会決議：第10回新株予約権)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	-	2(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	600(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	417(注)2、5
新株予約権の行使期間	-	自平成32年1月15日 至平成39年10月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 417 資本組入額 209(注)5
新株予約権の行使の条件	-	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	-	譲渡、質入その他の一切の処分を認めない。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注)4

- (注) 1 . 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当等を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (注) 2 . 新株予約権の割当後、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が1株あたり125,000円を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当による株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）する場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

- (注) 3 . 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍その他正当な理由の存する場合については、取締役会において定めるものとする。
新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続はこれを認めない。
その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- (注) 4 . 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

- (注) 5 . 平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成29年10月26日定時株主総会決議(平成30年3月9日取締役会決議：第11回新株予約権)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	-	6(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	1,800(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	417(注)2、5
新株予約権の行使期間	-	自 平成32年3月12日 至 平成39年10月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 417 資本組入額 209(注)5
新株予約権の行使の条件	-	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	-	譲渡、質入その他の一切の処分を認めない。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注)4

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

ただし、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注) 2. 新株予約権の割当後、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が 1 株あたり 125,000 円を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当による株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）する場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

(注) 3. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍その他正当な理由の存する場合については、取締役会において定めるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続はこれを認めない。

その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注) 4. 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

(注) 5. 平成30年 3 月 9 日開催の取締役会決議により、平成30年 3 月 28 日付で普通株式 1 株につき 300 株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成30年7月3日臨時株主総会決議(平成30年7月3日取締役会決議：第12回新株予約権)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	-	2,250
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	225,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	605(注)2
新株予約権の行使期間	-	自平成30年7月10日 至平成40年7月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 622 資本組入額 311
新株予約権の行使の条件	-	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	-	譲渡、質入その他の一切の処分を認めない。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(注)2. 新株予約権の割当後、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が1株あたり605円を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当による株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む)の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く)する場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

(注)3. 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) (注)2.において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場

合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。)。

- (b)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、(注)2.において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)。
- (c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、(注)2.において定められた行使価額を下回る価格となったとき。
- (d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によるDCF法ならびに類似会社比較法等の方法による評価された株式評価額が(注)2.において定められた行使価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。)。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- (注)4.当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成27年3月28日 (注)1	-	7,754	145,210	100,000	231,210	-
平成30年3月28日 (注)2	2,318,446	2,326,200	-	100,000	-	-

- (注)1.資本金の減少は減資によるものであり、資本準備金の減少は欠損てん補によるものであります。その他資本剰余金376,420千円を処分し、欠損となっているその他利益剰余金へ振り替えたものであります。

- 2.株式分割(1:300)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年8月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	3	-	1	11	15	-
所有株式数（単元）	-	-	-	2,277	-	60	20,925	23,262	-
所有株式数の割合（%）	-	-	-	9.79	-	0.26	89.95	100	-

（注）自己株式54,000株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年8月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 54,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,272,200	22,722	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	2,326,200	-	-
総株主の議決権	-	22,722	-

（注）1．平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。

2．平成30年4月10日開催の臨時株主総会決議により、平成30年4月10日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

【自己株式等】

平成30年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
VALUENEX株式会社	東京都文京区小日向四丁目5番16号	54,000	-	54,000	2.32
計	-	54,000	-	54,000	2.32

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

平成27年7月31日臨時株主総会決議(平成27年7月31日取締役会決議：第3回新株予約権)

決議年月日	平成27年7月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 監査役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

平成28年2月23日臨時株主総会決議(平成28年2月23日取締役会決議：第4回新株予約権)

決議年月日	平成28年2月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

平成28年3月2日臨時株主総会決議(平成28年3月2日取締役会決議：第5回新株予約権)

決議年月日	平成28年3月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4 監査役 3 従業員 8
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 本書提出日現在におきましては、付与対象者は退職により4名減少し、取締役4名、監査役3名、従業員4名となっております。

平成28年3月2日臨時株主総会決議(平成28年6月10日取締役会決議：第6回新株予約権)

決議年月日	平成28年6月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 本書提出日現在におきましては、付与対象者は退職により1名減少し、従業員2名となっております。

平成29年1月24日臨時株主総会決議(平成29年2月10日取締役会決議：第7回新株予約権)

決議年月日	平成29年2月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 従業員 6 子会社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 本書提出日現在におきましては、付与対象者は退職により4名減少し、取締役1名、従業員2名、子会社従業員1名となっております。

平成29年1月24日臨時株主総会決議(平成29年5月12日取締役会決議：第8回新株予約権)

決議年月日	平成29年5月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）本書提出日現在におきましては、付与対象者は退職により1名減少し、従業員1名となっております。

平成29年10月26日定時株主総会決議(平成29年10月26日取締役会決議：第9回新株予約権)

決議年月日	平成29年10月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）本書提出日現在におきましては、付与対象者は退職により1名減少し、従業員2名となっております。

平成29年10月26日定時株主総会決議(平成30年1月12日取締役会決議：第10回新株予約権)

決議年月日	平成30年1月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）本書提出日現在におきましては、付与対象者は退職により2名減少し、従業員1名となっております。

平成29年10月26日定時株主総会決議(平成30年3月9日取締役会決議：第11回新株予約権)

決議年月日	平成30年3月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

平成30年7月3日臨時株主総会決議(平成30年7月3日取締役会決議：第12回新株予約権)

決議年月日	平成30年7月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2 子会社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
臨時株主総会(平成29年1月24日)での決議状況 (取得期間平成29年1月24日~平成29年1月31日)	200	25,000,000
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (平成28年8月1日~平成29年7月31日)	200	25,000,000
残存授権株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
最近期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 (第三者割当による自己株式の処分)			6,000	2,502,000
保有自己株式数	200		54,000	

(注) 平成30年3月9日の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。そのため、最近期間における株式数は株式分割後の株式数を記載しております。

3 【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的に業績の成長に見合った成果を配当することを基本方針としております。したがって、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、利益還元実施を検討する所存ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、当社は、剰余金の配当を行う場合には、期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、会社法第454条第5項に規定する中間配当ができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性8名 女性 - 名（役員のうち女性の比率 - %）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		中村 達生	昭和40年 11月25日生	平成3年4月 株式会社三菱総合研究所 入社 平成6年10月 東京大学工学部助手 平成9年10月 株式会社三菱総合研究所 復職 平成18年8月 株式会社創知（現当社） 設立 代表取締役社長就任 （現任） 平成26年2月 VALUENEX, Inc.設立 Board of Director(CEO) 就任（現任）	(注)1	685,800
取締役	コーポレート 本部長	工藤 郁哉	昭和35年 2月22日生	昭和58年4月 国際電信電話株式会社 （現KDDI(株)）入社 平成12年9月 株式会社アッカ・ネット ワークス入社 平成17年10月 シンバイオ製薬株式会社 入社 平成18年3月 同社 取締役CFO就任 平成19年6月 リード・ビジネス・イン フォメーション株式会社 ファイナンスディレク ター就任 平成20年3月 株式会社プロテウスサイ エンス取締役CFO就任 平成22年2月 株式会社キャピタル・ア セット・プランニング 執行役員就任 平成23年9月 株式会社メディカルリ サーチアンドテクノロ ジー （現MRT株式会社） 取締役IT・管理本部長 就任 平成23年10月 同社取締役 管理本部長就任 平成25年9月 同社取締役 執行役員管理本部長 就任 平成27年7月 当社取締役 コーポレート本部長就任 （現任） 平成29年2月 VALUENEX, Inc. Board of Director(CFO) 就任（現任）	(注)1	9,900

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	研究開発本部長	本多 克也	昭和38年 8月2日生	平成4年6月 新技術事業団 創造科学推進事業 (ERATO) 吉村パイ電子物質プロ ジェクト研究員就任 平成8年12月 科学技術振興事業団 創造科学推進事業 (ERATO) 田中固体融合プロジェクト研究員就任 平成10年10月 東京工業大学 応用セラミックス研究所 COE研究員就任 平成11年4月 株式会社三菱総合研究所 入社 平成20年10月 株式会社創知(現当社) 入社 平成25年1月 当社取締役ソリューション事業本部長就任 平成28年1月 当社取締役研究開発本部長就任(現任)	(注)1	4,500
取締役	ソリューション事業推進本部長	片桐 広貴	昭和46年 9月17日生	平成9年4月 株式会社日本総合研究所 入社 平成12年9月 コグニティブリサーチラ ボ株式会社入社 平成16年7月 株式会社ドリームトレイ ンインターネット入社 平成19年10月 株式会社創知(現当社) 入社 平成27年6月 当社取締役ソリューション事業本部副本部長就任 平成28年1月 当社取締役ソリューション事業本部長兼事業推進 本部長就任 平成29年4月 当社取締役ソリューション事業推進本部長就任 (現任)	(注)1	3,600

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		鈴木 理晶	昭和50年 8月21日生	平成15年10月 弁護士登録 平成15年10月 弁護士法人クレア法律事務所入所 平成18年4月 早稲田大学インキュベーション推進室 法務コンサルタント就任（現任） 平成22年6月 社団法人日本マーケティング・リサーチ協会（現「一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会」）プライバシーマーク審査会委員就任（現任） 平成24年6月 弁護士法人クレア法律事務所パートナー 財団法人ベンチャーエンタープライズセンター（現「一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター」）理事就任（現任） 平成26年12月 ターナー法律事務所開設 所長弁護士（現任） 平成28年10月 当社取締役就任（現任）	(注)1	
常勤監査役		松田 均	昭和28年 6月22日生	昭和52年4月 三井物産株式会社入社 平成元年7月 同社中国広州事務所所長代理就任 平成7年10月 ドイツ三井物産有限会社 Director、本店合成樹脂部長兼ミュンヘン事務所 所長就任 平成10年8月 香港AK&M貿易有限公司董 事総経理 平成14年7月 株式会社ニュー・マテリアル・サービス取締役副 社長就任 平成25年6月 三井物産株式会社退職 平成25年7月 株式会社ジーエヌアイ グループ取締役 代表執行役COO就任 平成27年4月 同社顧問就任 平成27年6月 ニッコー株式会社 非常勤監査役就任 （現任） 平成27年7月 当社常勤監査役就任 （現任） 平成29年8月 クオリプス株式会社 非常勤監査役就任	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		花堂 靖仁	昭和16年 8月9日生	昭和55年4月 國學院大學経済学部 教授就任 平成15年4月 早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授就任 平成17年2月 経済産業省産業構造審議 会新成長政策部会 経営・知的財産小委員会 委員 平成17年9月 株式会社サンリオ アドバイザーボード 就任 平成19年4月 早稲田大学大学院 特任教授就任 平成19年5月 株式会社パルコ 社外取締役就任 平成20年6月 株式会社サンリオ 取締役就任 平成23年4月 株式会社ファルコン・ コンサルティング上席顧 問就任（現任） 平成24年4月 早稲田大学知的資本研究 会上級顧問就任（現任） 平成24年4月 國學院大學名誉教授就任 （現任） 平成26年2月 VALUENEXコンサ ルティング（現当社）監 査役就任（現任） 平成29年4月 日本ナレッジマネジメン ト学会会長就任（現任）	(注)3	5,100
監査役		宮内 宏	昭和35年 9月22日生	昭和60年4月 日本電気株式会社 入社 平成13年4月 同社インターネットシス テム研究所 研究部長就任 平成20年12月 弁護士登録 （第二東京弁護士会） ひかり総合法律事務所 入所 平成23年6月 宮内宏法律事務所 （現 宮内・水町IT法律 事務所）所長就任 （現任） 平成27年7月 当社監査役就任（現任）	(注)3	
計						708,900

(注) 1. 取締役の任期は平成30年4月10日開催の臨時株主総会終了時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでであります。

2. 取締役鈴木理晶は社外取締役であります。

3. 監査役松田均、監査役花堂靖仁、監査役宮内宏の任期は平成30年4月10日開催の臨時株主総会終了時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでであります。

4. 監査役松田均、監査役花堂靖仁、監査役宮内宏は社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業としての社会的責任を自覚し、持続的に企業価値を高めていくことを基本とし、経営機構における監督機能を強化するとともに、透明性、適法性を確保しつつ、迅速な業務執行体制の確立を図っております。

コーポレート・ガバナンスについての重点課題としては、「経営者が、企業の目的・経営理念を明確にし、それに照らした適切な態度・行動をとる姿勢を広く社会に明示・伝達すること」、「ステークホルダーとの円滑な関係を構築すること」、「適時適切な情報開示ができること」、「取締役会・監査役会等による経営の監督を充実させ、株主に対する説明責任が果たせること」、「経営者として企業を規律するために、内部統制の充実が図られていること」を意識しており、これらの重点課題を中心に体制整備を行っております。

現状のコーポレート・ガバナンスの体制を採用している理由

当社は、監査役会制度を採用しており、取締役会による業務執行の監督と監査役による監査を軸とした経営監視体制を構築しております。当社がこのような体制を採用している理由は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」に記載のとおり、企業としての社会的責任を自覚し、持続的に企業価値を高めていくことができる体制であると考えているためであります。

企業統治の体制の概要

イ．会社の機関の概要

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。当社の経営上の意思決定、職務執行及び監督に関する機関は以下のとおりであります。

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成され、定例の取締役会を毎月1回、また、必要に応じて臨時の取締役会を随時開催しております。経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定や月次予算統制その他重要事項の報告により業務執行及び各取締役の職務執行状況の監督を行っております。

b. 監査役会及び監査役

当社の監査役会は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成され、全監査役が社外監査役であります。監査役は、取締役会及びその他の重要会議へ出席し意見を述べる他、重要な決裁書類の閲覧等を通して、取締役の業務執行状況を監査しております。各監査役は監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に会合を開催して情報の共有を行い、相互に連携を図っております。

c. 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

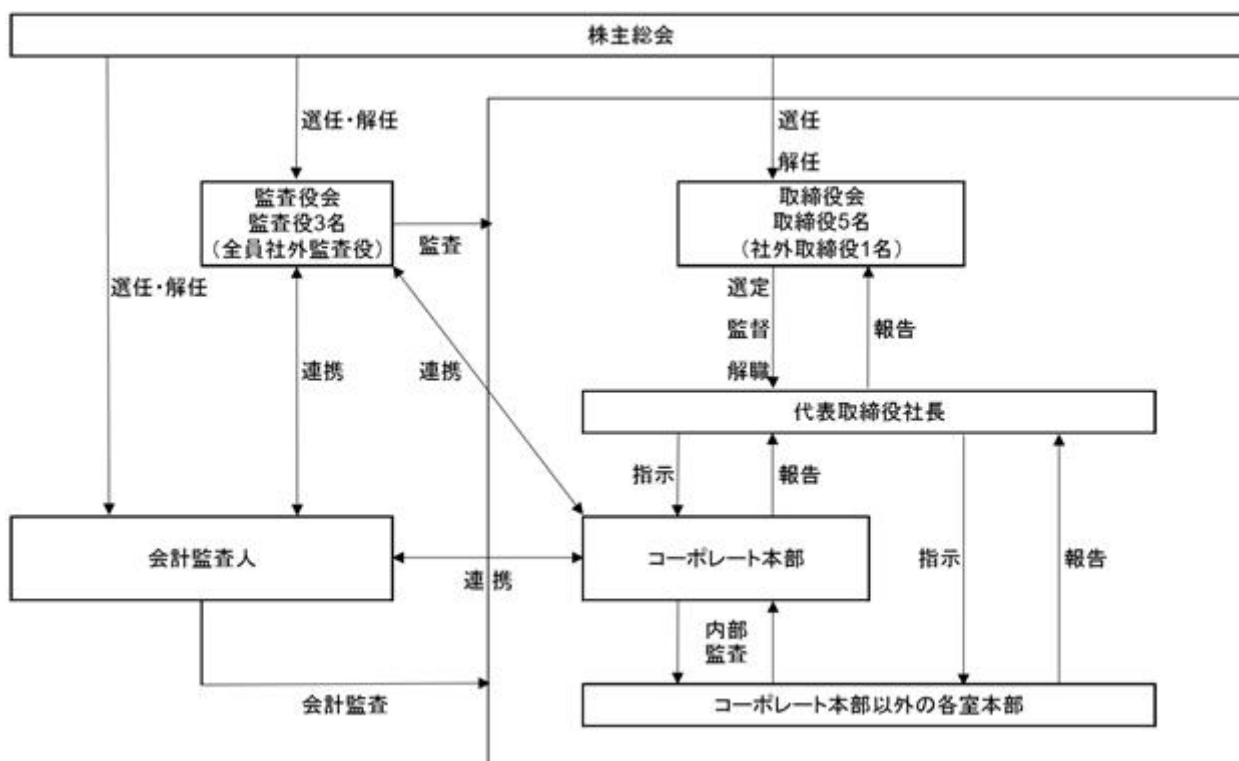
d. コーポレート本部

当社は、コーポレート本部に内部監査機能を保持させております。内部監査担当者は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査対象となった被監査部門に対して業務改善等のために指摘を行い、後日、改善状況を確認します。内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と定期的に会合を開催しており、監査に必要な情報の共有を行い、相互に連携を図っております。

なお、自己監査を回避するため、コーポレート本部の内部監査については、他の本部がコーポレート本部の内部監査を行うことで自己監査を回避しております。

ロ．当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下のとおりであります。



ハ．内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

- a. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び使用人が遵守すべき規範である「コンプライアンス規程」を定めて周知徹底し、高い倫理観にもとづいて行動する企業風土を醸成し、堅持する。
 - ・コンプライアンス体制の構築・維持は、管理担当部門の部門長を実施責任統括者として任命し取り組む。
 - ・「取締役会規程」をはじめとする社内規程を制定、必要に応じて改定し、業務の標準化及び経営秩序の維持を図る。
 - ・役職員の職務執行の適正性を確保するため、内部監査担当部署を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査担当部署の責任者は、必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会、取締役会、その他重要な意思決定に係る情報は、管理担当部門が法令及び社内規程等に基づき、所定の年数保管・管理する。
 - ・文書管理部署は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して速やかに対応する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社の業務執行に係るリスクに関して、各部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、全社のリスクを網羅的・総括的に管理する。
 - ・当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長又は取締役を責任者とし、当社の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定例の取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて臨時の取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ・職務執行に関する権限及び責任は、「組織関連規程」等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
 - ・業務管理については、事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化し、さらに各部門に対し、業績への責任を明確にするとともに、業務効率の向上を図る。
- e. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備するため、重要な経営情報の当社への定期的な報告に関する規程を定めるほか、当社の経営陣が子会社の経営状況について直接報告を受ける会議を定期的開催する。
 - ・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備するため、子会社に対し、それぞれの事業形態や経営環境を踏まえたリスクマネジメント体制の構築を指導し、活動状況について定期的な報告を受ける。
 - ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、業務執行に関して、当社が決定権限を留保する範囲を規程により定める。また、それぞれの子会社を所管する本部等を定めることで、経営情報の一元的な把握を図るとともに、子会社が必要とする支援・指導を行う。
 - ・子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を整備するため、子会社の取締役等および使用人による内部通報について、状況が適切に当社に報告される体制を整備することを指導する。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置し、当該人員の取締役からの独立性を確保するため、当該人員の人事異動及び人事評価等については監査役の意見を考慮して行う。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告する。
 - ・取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - ・代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。
- h. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当部署、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
- i. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- j. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- ・当社の「反社会的勢力対策規程」において、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断することを定め、役員及び使用人の平素からの対応や事案発生時の組織対応制度を構築する。さらに社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築するとともに、新規取引の際は、契約書等に反社会的勢力排除条項を盛り込む。

二．内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携状況

内部監査につきましては、独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役社長が指名する内部監査担当者1名が所属する部署が年度計画に基づき内部監査業務を実施しております。内部監査担当者が所属する部署の内部監査については、代表取締役社長が別部署から指名し、相互に牽制する体制としております。会社の財産及び業務を適正に把握し、業務執行が法令や社内規程に違反することがないように、内部牽制の体制を構築するとともに、定期的に内部監査を実施しており、監査の結果を代表取締役社長に報告し、改善の必要ある場合は是正指示を出しております。

また、監査役監査につきましては、「監査役会規程」の定めに基づき、監査計画を策定し、取締役会その他社内会議に出席するほか、各取締役に対する面談等を通じて、取締役の職務執行について監査しております。

さらに、監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

ホ．社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。社外取締役及び社外監査役については、専門家としての高い見識等に基づき、客観的、中立性ある助言及び社内取締役の職務執行の監督を通じ、当社のコーポレート・ガバナンスの強化、充実に寄与する機能及び役割を果たしているものと考えております。

当社の社外取締役は、鈴木理晶の1名であります。

鈴木理晶は、大学でベンチャービジネス理論を学んだ経験を活かし、弁護士として、現在、各種の中小企業法務に携わっており、当社の社外取締役として適任であると考えております。なお鈴木理晶は、当社の新株予約権15個を保有しております。

当社の社外監査役は松田均、花堂靖仁、宮内宏の3名であります。

松田均は、会社経営全般に関する豊富な知識・経験と幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお松田均は、当社の新株予約権23個を保有しております。

花堂靖仁は、大学教授としての経験を有し、その豊富な経験から、当社の取締役会に対して有益なアドバイスをいただけると判断し、社外監査役として選任しております。なお花堂靖仁は、当社の発行済株式5,100株及び新株予約権3個を保有しております。

宮内宏は、弁護士とデータの専門家としての豊富な知識と経験を有していることから当社の取締役会に有益なアドバイスを頂けると判断し、社外監査役として選任しております。なお宮内宏は、当社の新株予約権5個を保有しております。

上記以外に、社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役を選任しており、経営の独立性を確保していると認識しております。

へ．会計監査の状況

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。会計監査の体制は以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士の氏名等		所属する監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	飯塚 徹	EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	野瀬 直人	EY新日本有限責任監査法人

（注）継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

・監査業務に係る補助者の構成 公認会計士11名、その他13名

リスク管理体制の整備状況

当社は、業務上発生する可能性がある各種リスクを正確に把握、分析し、適切に対処すべく継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでおります。緊急事態が発生した場合、あるいはその発生が予想される場合には代表取締役または取締役が責任者となり、迅速な対応を行い、緊急事態の拡大を最小限にとどめ、早期に解決するよう努めております。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社は海外の100%子会社であり、まだ、社員数も1名と少ないながらも、「関係会社管理規程」に基づき、子会社のコンプライアンスの徹底を図っており、インターネットによるテレビ会議にて、日々、海外事業活動について、報告、相談、連絡を行っております。また、子会社の経営上の重要な事項については、本社の事前の協議を経て、本社にて決議をすることとしております。

役員報酬等

イ.役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	31,400	31,400	-	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	10,050	10,050	-	-	-	4

ロ.役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ.使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額(千円)	対象となる役員の員数(人)	内容
17,430	2	研究開発本部長およびソリューション事業推進本部長としての給与であります。

ニ.役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法についての基準や方針についての特段の定めはありませんが、取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の一任を受けた代表取締役が各取締役の職務、責任および実績に応じて決定することとしております。

監査役報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定することとしております。

株式の保有状況

該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年1月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

取締役及び監査役の実任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者も含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

責任限定契約の内容

当社と社外取締役又は社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、年額報酬の2年分の合計金額または会社法第425条第1項で定める最低責任限度額とのいずれか高い金額としております。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	6,500	-	16,485	-
連結子会社	-	-	-	-
計	6,500	-	16,485	-

【その他重要な報酬の内容】

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

該当事項はありません。

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

該当事項はありません。

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に関する監査報酬の決定方針としましては、監査報酬の見積り内容（監査業務に係る人数や日数等）を確認し、監査役会の同意のもと、取締役会で決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成27年8月1日から平成28年7月31日まで）及び当連結会計年度（平成28年8月1日から平成29年7月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成27年8月1日から平成28年7月31日まで）及び当事業年度（平成28年8月1日から平成29年7月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は平成30年7月1日付をもって、名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成30年2月1日から平成30年4月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年8月1日から平成30年4月30日）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社グループは、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、各種セミナーの参加や監査法人等が出版している様々な分野に関する専門書の購入等により、会計基準に関する情報を積極的に収集し、会計基準等の内容をより深く理解することに努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年7月31日)	当連結会計年度 (平成29年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	210,654	197,486
売掛金	38,875	27,604
仕掛品	937	2,337
その他	6,464	11,246
流動資産合計	256,931	238,674
固定資産		
有形固定資産		
建物	13,492	13,492
減価償却累計額	943	1,676
建物(純額)	12,548	11,815
工具、器具及び備品	20,750	22,144
減価償却累計額	15,142	17,155
工具、器具及び備品(純額)	5,607	4,989
リース資産	-	3,497
減価償却累計額	-	407
リース資産(純額)	-	3,089
有形固定資産合計	18,155	19,893
無形固定資産		
ソフトウェア	1,827	1,281
無形固定資産合計	1,827	1,281
投資その他の資産		
その他	8,795	8,315
投資その他の資産合計	8,795	8,315
固定資産合計	28,778	29,491
資産合計	285,710	268,166
負債の部		
流動負債		
買掛金	8,589	7,181
短期借入金	-	50,000
リース債務	-	757
前受金	57,133	71,429
未払法人税等	871	290
賞与引当金	2,541	2,125
その他	21,374	16,854
流動負債合計	90,510	148,639
固定負債		
リース債務	-	2,651
固定負債合計	-	2,651
負債合計	90,510	151,290

（単位：千円）

	前連結会計年度 (平成28年7月31日)	当連結会計年度 (平成29年7月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	113,166	113,166
利益剰余金	15,049	69,370
自己株式	-	25,000
株主資本合計	198,117	118,796
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	2,917	1,920
その他の包括利益累計額合計	2,917	1,920
純資産合計	195,199	116,875
負債純資産合計	285,710	268,166

【四半期連結貸借対照表】

（単位：千円）

当第3四半期連結会計期間
（平成30年4月30日）

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	348,665
売掛金	8,955
仕掛品	192
その他	14,934
流動資産合計	372,748
固定資産	
有形固定資産	17,798
無形固定資産	706
投資その他の資産	11,601
固定資産合計	30,106
資産合計	402,855
負債の部	
流動負債	
買掛金	4,357
短期借入金	80,000
前受金	75,347
未払法人税等	2,782
賞与引当金	4,858
その他	41,604
流動負債合計	208,952
固定負債	
その他	2,083
固定負債合計	2,083
負債合計	211,035
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	113,168
利益剰余金	3,418
自己株式	22,500
株主資本合計	194,087
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	2,266
その他の包括利益累計額合計	2,266
純資産合計	191,820
負債純資産合計	402,855

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 8月1日 至 平成28年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 8月1日 至 平成29年 7月31日)
売上高	349,711	343,440
売上原価	94,481	97,840
売上総利益	255,230	245,600
販売費及び一般管理費	1, 2 247,518	1, 2 301,808
営業利益又は営業損失()	7,711	56,208
営業外収益		
受取利息	1	0
為替差益	1,092	-
保険解約返戻金	-	3,443
その他	18	305
営業外収益合計	1,112	3,748
営業外費用		
支払利息	-	267
為替差損	-	532
営業外費用合計	-	800
経常利益又は経常損失()	8,823	53,260
特別損失		
固定資産除却損	-	3 500
特別損失合計	-	500
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	8,823	53,761
法人税、住民税及び事業税	977	559
法人税等合計	977	559
当期純利益又は当期純損失()	7,846	54,321
非支配株主に帰属する当期純利益	5,799	-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	2,046	54,321

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
当期純利益又は当期純損失()	7,846	54,321
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	2,917	997
その他の包括利益合計	2,917	997
包括利益	4,928	53,324
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	871	53,324
非支配株主に係る包括利益	5,799	-

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年8月1日 至平成30年4月30日)
売上高	405,662
売上原価	81,908
売上総利益	323,754
販売費及び一般管理費	245,263
営業利益	78,490
営業外収益	
受取利息	7
受取補償金	1,642
営業外収益合計	1,650
営業外費用	
支払利息	466
為替差損	161
その他	29
営業外費用合計	657
経常利益	79,482
税金等調整前四半期純利益	79,482
法人税、住民税及び事業税	6,693
法人税等合計	6,693
四半期純利益	72,788
親会社株主に帰属する四半期純利益	72,788

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年8月1日 至平成30年4月30日)
四半期純利益	72,788
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	346
その他の包括利益合計	346
四半期包括利益	72,442
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	72,442

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100,000	109,280	17,096	192,184
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			2,046	2,046
連結子会社株式の取得による持分の増減		3,886		3,886
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	3,886	2,046	5,933
当期末残高	100,000	113,166	15,049	198,117

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	-	-	16,662	208,846
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				2,046
連結子会社株式の取得による持分の増減				3,886
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,917	2,917	16,662	19,580
当期変動額合計	2,917	2,917	16,662	13,646
当期末残高	2,917	2,917	-	195,199

当連結会計年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	113,166	15,049	-	198,117
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			54,321		54,321
自己株式の取得				25,000	25,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	54,321	25,000	79,321
当期末残高	100,000	113,166	69,370	25,000	118,796

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,917	2,917	195,199
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			54,321
自己株式の取得			25,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	997	997	997
当期変動額合計	997	997	78,324
当期末残高	1,920	1,920	116,875

【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（ ）	8,823	53,761
減価償却費	2,183	4,135
受取利息	1	0
支払利息	-	267
固定資産除却損	-	500
売上債権の増減額（ は増加）	26,981	11,323
たな卸資産の増減額（ は増加）	1,638	1,395
仕入債務の増減額（ は減少）	6,544	1,382
前受金の増減額（ は減少）	1,902	14,296
賞与引当金の増減額（ は減少）	231	415
その他の流動資産の増減額（ は増加）	3,242	2,848
その他の流動負債の増減額（ は減少）	626	4,497
その他の固定資産の増減額（ は増加）	5,799	481
小計	19,133	33,296
利息の受取額	1	0
利息の支払額	-	303
法人税等の支払額又は還付額（ は支払）	1,332	3,097
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,798	36,696
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	15,593	1,400
無形固定資産の取得による支出	2,312	935
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,905	2,335
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	-	50,000
自己株式の取得による支出	-	25,000
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	18,130	-
その他	-	88
財務活動によるキャッシュ・フロー	18,130	24,911
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,916	952
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	56,752	13,167
現金及び現金同等物の期首残高	267,406	210,654
現金及び現金同等物の期末残高	210,654	197,486

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

前連結会計年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

VALUENEX, Inc.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のVALUENEX, Inc.の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

仕掛品…個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく薄価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び平成28年 4月 1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～24年

工具、器具及び備品 4～15年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担分を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

1．連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社
連結子会社の名称
VALUENEX, Inc.
- (2) 主要な非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

2．持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数
該当事項はありません。
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称
該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のVALUENEX, Inc.の決算日は12月31日であります。
連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4．会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
たな卸資産
仕掛品…個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
イ 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、建物及び平成28年 4月 1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8～24年
工具、器具及び備品 3～15年
ロ 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。
- ハ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担分を計上しております。
- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- (5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

前連結会計年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しています。

これによる連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

前連結会計年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

（連結貸借対照表関係）

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年7月31日)	当連結会計年度 (平成29年7月31日)
当座貸越極度額	50,000千円	50,000千円
借入実行残高	-	50,000
差引額	50,000	-

（連結損益計算書関係）

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成27年8月1日 至平成28年7月31日)	当連結会計年度 (自平成28年8月1日 至平成29年7月31日)
役員報酬	34,400千円	41,450千円
給料及び手当	36,100	71,393
業務委託費	50,174	62,395
賞与引当金繰入額	1,954	1,643

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成27年8月1日 至平成28年7月31日)	当連結会計年度 (自平成28年8月1日 至平成29年7月31日)
	36,728千円	3,920千円

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成27年8月1日 至平成28年7月31日)	当連結会計年度 (自平成28年8月1日 至平成29年7月31日)
ソフトウェア	-千円	500千円
計	-	500

（連結包括利益計算書関係）

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自平成27年8月1日 至平成28年7月31日)	当連結会計年度 (自平成28年8月1日 至平成29年7月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	2,917千円	997千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	2,917	997
税効果額	-	-
税効果調整後	2,917	997
その他の包括利益合計	2,917	997

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成27年8月1日至平成28年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	7,754	-	-	7,754
合計	7,754	-	-	7,754
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成28年8月1日至平成29年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	7,754	-	-	7,754
合計	7,754	-	-	7,754
自己株式				
普通株式(注)	-	200	-	200
合計	-	200	-	200

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加200株は、平成29年1月24日付臨時株主総会決議による自己株式の取得による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自平成27年8月1日 至平成28年7月31日)	当連結会計年度 (自平成28年8月1日 至平成29年7月31日)
現金及び預金勘定	210,654千円	197,486千円
現金及び現金同等物	210,654	197,486

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当連結会計年度 (平成28年7月31日)
1年内	605
1年超	1,311
合計	1,916

当連結会計年度(自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

複合機であります(「工具、器具及び備品」)。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当連結会計年度 (平成29年7月31日)
1年内	808
1年超	3,167
合計	3,976

（金融商品関係）

前連結会計年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては基本的には行わず、また、資金調達については自己資金からの充たによる方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は1年以内の支払期日となっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。連結子会社についても、当社に準じて、同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	210,654	210,654	-
(2) 売掛金	38,875	38,875	-
資産計	249,529	249,529	-
(1) 買掛金	8,589	8,589	-
負債計	8,589	8,589	-

(注) 1．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	210,654	-	-	-
売掛金	38,875	-	-	-
合計	249,529	-	-	-

当連結会計年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては基本的には行わず、また、資金調達に関しては短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日となっております。

借入金の使途は、運転資金であり、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスク（金利や為替の変動リスク）の管理

借入については、定期的に市場変動状況を確認し、金利状況を把握することでリスクを管理しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

連結子会社についても、当社に準じて、同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	197,486	197,486	-
(2) 売掛金	27,604	27,604	-
資産計	225,091	225,091	-
(1) 買掛金	7,181	7,181	-
(2) 短期借入金	50,000	50,000	-
負債計	57,181	57,181	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	197,486	-	-	-
売掛金	27,604	-	-	-
合計	225,091	-	-	-

3. 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	50,000	-	-	-	-	-
合計	50,000	-	-	-	-	-

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位:千円)

	当連結会計年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)
売上原価の株式報酬費	
一般管理費の株式報酬費	

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 9名	当社取締役 1名 当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 137,100株	普通株式 12,000株
付与日	平成20年7月31日	平成27年8月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成22年7月26日 至 平成30年7月25日	自 平成29年8月1日 至 平成37年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年3月28日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名	当社取締役 4名 当社監査役 3名 当社従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4,200株	普通株式 11,700株
付与日	平成28年3月15日	平成28年3月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成30年2月24日 至 平成38年2月23日	自 平成30年3月3日 至 平成38年3月2日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年3月28日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 1,800株
付与日	平成28年6月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成30年6月11日 至 平成38年3月2日

（注） 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年3月28日付株式分割（普通株式1株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年7月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	12,000
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	12,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	23,700	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	23,700	-

（注） 平成30年3月28日付株式分割（普通株式1株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	4,200	11,700
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	4,200	11,700
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 平成30年3月28日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第6回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	1,800
失効	-
権利確定	-
未確定残	1,800
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

(注) 平成30年3月28日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	400	100
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	120	120
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	120
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(注) 平成30年3月28日付株式分割（普通株式1株につき300株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、第1回目新株予約権についてはDCF（ディスカунテッド・キャッシュフロー）法、第3回新株予約権乃至第6回目の新株予約権については時価純資産価額法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映される方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	184千円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	- 千円

当連結会計年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：千円）

	当連結会計年度 （自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）
売上原価の株式報酬費	
一般管理費の株式報酬費	

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第 1 回新株予約権	第 3 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 9名	当社取締役 1名 当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 137,100株	普通株式 12,000株
付与日	平成20年 7月31日	平成27年 8月15日
権利確定条件	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成22年 7月26日 至 平成30年 7月25日	自 平成29年 8月 1日 至 平成37年 7月31日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、平成30年 3月28日付株式分割（普通株式 1株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第 4 回新株予約権	第 5 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名	当社取締役 4名 当社監査役 3名 当社従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 4,200株	普通株式 11,700株
付与日	平成28年 3月15日	平成28年 3月15日
権利確定条件	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成30年 2月24日 至 平成38年 2月23日	自 平成30年 3月 3日 至 平成38年 3月 2日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、平成30年 3月28日付株式分割（普通株式 1株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名	当社取締役 1名 当社従業員 6名 当社子会社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 1,800株	普通株式 16,500株
付与日	平成28年 6月30日	平成29年 2月28日
権利確定条件	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成30年 6月11日 至 平成38年 3月 2日	自 平成31年 2月11日 至 平成39年 1月23日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、平成30年 3月28日付株式分割（普通株式 1株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第 8 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 1,200株
付与日	平成29年 5月15日
権利確定条件	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成31年 5月13日 至 平成39年 1月23日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、平成30年 3月28日付株式分割（普通株式 1株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年7月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	12,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	12,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	23,700	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	23,700	-

(注) 平成30年3月28日付株式分割（普通株式1株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	4,200	11,700
付与	-	-
失効	-	1,200
権利確定	-	-
未確定残	4,200	10,500
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 平成30年3月28日付株式分割（普通株式1株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	1,800	-
付与	-	16,500
失効	600	-
権利確定	-	-
未確定残	1,200	16,500
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 平成30年3月28日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第8回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	1,200
失効	-
権利確定	-
未確定残	1,200
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

(注) 平成30年3月28日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	400	100
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	120	120
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	120	417
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第8回新株予約権
権利行使価格 (円)	417
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(注) 平成30年3月28日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、第1回目新株予約権についてはDCF(ディスカунテッド・キャッシュフロー)法、第3回新株予約権乃至第8回目の新株予約権については時価純資産価額法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映される方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 - 千円

当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの

権利行使日における本源的価値の合計額 - 千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(平成28年7月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年7月31日)
繰延税金資産	
売掛金	7,675千円
前受金	20,202
繰越欠損金	27,262
減価償却超過額	39,251
その他	4,417
繰延税金資産小計	98,808
評価性引当額	98,808
繰延税金資産合計	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年7月31日)
法定実効税率	35.4%
(調整)	
寄付金等永久に損金に算入されない項目	6.0
住民税均等割り	3.3
評価性引当額の増減額	25.1
他国または他地域との適用実効税率の相違による影響	7.4
その他	1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.1

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から平成28年8月1日に開始する連結会計年度及び平成29年8月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については、34.8%となります。

なお、この税率変更による当連結会計年度における影響はありません。

当連結会計年度（平成29年7月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年7月31日)
繰延税金資産	
前受金	20,458
繰越欠損金	42,321
減価償却超過額	33,767
その他	4,055
繰延税金資産小計	100,602
評価性引当額	100,602
繰延税金資産合計	-

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

（企業結合等関係）

前連結会計年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

共通支配下の取引等

子会社株式の追加取得

（1）取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 当社の連結子会社であるVALUENEX, Inc.

事業の内容 コンサルティングサービス

企業結合日

平成28年1月31日

企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

結合後企業の名称

変更はありません。

その他取引の概要に関する事項

当社グループにおいて組織が一体になることにより意思決定及び戦略実行の迅速化を図るため、非支配株主が保有する持分を追加取得し、VALUENEX, Inc. を当社の完全子会社といたしました。

（2）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（3）子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	18,748千円
取得原価		18,748千円

（4）非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

3,886千円

当連結会計年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前連結会計年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去日における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去日における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

当社グループは、アルゴリズム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

当社グループは、アルゴリズム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	ASP	コンサルティング	その他	合計
外部顧客への売上高	107,127	242,457	126	349,711

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
トヨタ自動車株式会社	65,810	アルゴリズム事業
株式会社本田技術研究所	35,439	アルゴリズム事業

当連結会計年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	ASP	コンサルティング	その他	合計
外部顧客への売上高	116,897	226,396	145	343,440

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
トヨタ自動車株式会社	45,900	アルゴリズム事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	中村達生	-	-	当社代表取締役社長	（被所有） 29.5	子会社株式の取得	子会社株式の取得（注）2	12,087	-	-

（注）1．取引金額に消費税等を含めておりません。

2．当社の連結子会社であるVALUENEX, Inc. 株式を取得したものであり、取引価格は独立した第三者機関による評価額をもとに決定しております。

当連結会計年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

（ 1株当たり情報）

	前連結会計年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
1株当たり純資産額	83.91円	51.57円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（ ）	0.88円	23.66円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前連結会計年度は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、当連結会計年度は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 平成30年3月9日開催の取締役会の決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額（ ）(千円)	2,046	54,321
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失金額（ ）	2,046	54,321
普通株式の期中平均株式数(株)	2,326,200	2,296,282
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類 (新株予約権の数178個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権7種類 (新株予約権の数:231個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

前連結会計年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

1. 株式分割及び単元株制度の導入

当社は、平成30年 3月 9日開催の取締役会決議に基づき、平成30年 3月28日付をもって株式分割を行っております。また平成30年 4月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を導入しております。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

分割方法

平成30年 3月27日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式 1株につき300株の割合をもって分割しております。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	7,754株
今回の分割により増加する株式数	2,318,446株
株式分割後の発行済株式総数	2,326,200株
株式分割後の発行可能株式総数	3,600,000株

株式分割の効力発生日

平成30年 3月28日

1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

新株予約権行使価額の調整

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	120,000	400
第3回新株予約権	30,000	100
第4回新株予約権	36,000	120
第5回新株予約権	36,000	120
第6回新株予約権	36,000	120
第7回新株予約権	125,000	417
第8回新株予約権	125,000	417
第9回新株予約権	125,000	417
第10回新株予約権	125,000	417
第11回新株予約権	125,000	417

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2. ストックオプションとしての第9回新株予約権の発行

当社は、平成29年10月26日開催の当社取締役会及び平成29年10月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき当社の従業員に対し下記のとおりストック・オプションとしての新株予約権の発行を決議し、平成29年10月30日に割り当てました。

決議年月日	平成29年10月26日
新株予約権の数（個）	6
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,800（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	417（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成31年10月27日 至 平成39年10月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 417 資本組入額 209（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の一切の処分を認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当等を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

（注）2. 新株予約権の割当後、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が1株あたり125,000円を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当による株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）する場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

(注) 3 . 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍その他正当な理由の存する場合については、取締役会において定めるものとする。
新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続はこれを認めない。
その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注) 4 . 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

(注) 5 . 平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. ストックオプションとしての第10回新株予約権の発行

当社は、平成30年1月12日開催の当社取締役会及び平成29年10月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき当社の従業員に対し下記のとおりストック・オプションとしての新株予約権の発行を決議し、平成30年1月31日に割り当てました。

決議年月日	平成30年1月12日
新株予約権の数(個)	7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,100(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	417(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成32年1月15日 至 平成39年10月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 417 資本組入額 209(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の一切の処分を認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1 . 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当等を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注) 2 . 新株予約権の割当後、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が1株あたり125,000円を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当による株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）する場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

- (注) 3 . 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍その他正当な理由の存する場合については、取締役会において定めるものとする。
新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続はこれを認めない。
その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- (注) 4 . 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

- (注) 5 . 平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. ストックオプションとしての第11回新株予約権の発行

当社は、平成30年3月9日開催の当社取締役会及び平成29年10月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき当社の従業員に対し下記のとおりストック・オプションとしての新株予約権の発行を決議し、平成30年3月12日に割り当てました。

決議年月日	平成30年3月9日
新株予約権の数（個）	6
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,800（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	417（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成32年3月12日 至 平成39年10月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 417 資本組入額 209（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の一切の処分を認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

- (注) 1 . 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当等を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- (注) 2. 新株予約権の割当後、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が1株あたり125,000円を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当による株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）する場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

- (注) 3. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍その他正当な理由の存する場合については、取締役会において定めるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続はこれを認めない。

その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- (注) 4. 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

- (注) 5. 平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 第三者割り当てによる自己株式の処分について

当社は、平成29年7月31日現在保有する自己株式（60,000株）に関して、平成30年4月10日開催の臨時株主総会において以下の事項を決議いたしました。

(1) 自己株式処分の目的及び理由

当社は平成29年7月31日現在60,000株の自己株式を保有しているところ、特に連結子会社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の連結子会社の取締役である下記対象者に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

(2) 自己株式処分の概要

処分株式数 : 普通株式6,000株
 処分価額 : 1株につき金417円
 処分価額の総額 : 2,502,000円
 処分方法 : 第三者割当の方法によります。
 処分先 : Choi Jiyoung (Director & COO, VALUENEX, Inc.)
 処分期日 : 平成30年4月27日

6. ストックオプションとしての第12回新株予約権の発行

当社は、平成30年7月3日開催の当社取締役会及び平成30年7月3日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき当社及び当社の子会社の役員に対し下記のとおりストック・オプションとして有償（発行価額1,700円/個）にて新株予約権の発行を決議し、平成30年7月4日に割り当てました。

決議年月日	平成30年7月3日
新株予約権の数（個）	2,250
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	225,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	605（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成30年7月10日 至 平成40年7月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 622 資本組入額 311
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当等を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- (注) 2 . 新株予約権の割当後、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が1株あたり605円を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当による株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）する場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

- (注) 3 . 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

- (a) (注) 2 . において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、(注) 2 . において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、(注) 2 . において定められた行使価額を下回る価格となったとき。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によるDCF法ならびに類似会社比較法等の方法による評価された株式評価額が(注) 2 . において定められた行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- (注) 4 . 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

【注記事項】

（四半期連結貸借対照表関係）

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当第3四半期連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は以下のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間 (平成30年4月30日)
当座貸越極度額	80,000千円
借入実行残高	80,000
差引額	-

（四半期連結損益計算書関係）

業績の季節変動について

当社グループの売上高は、3月末までを契約期間とする受託業務が多いため、当社の売上高は第3四半期連結会計期間に偏る傾向があります。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年8月1日 至平成30年4月30日)
減価償却費	3,021千円

（株主資本等関係）

当第3四半期連結累計期間（自平成29年8月1日 至平成30年4月30日）

1．配当金支払額

該当事項はありません。

2．基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3．株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自平成29年8月1日 至平成30年4月30日）

当社グループは、アルゴリズム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年8月1日 至平成30年4月30日)
1株当たり四半期純利益金額	32円12銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	72,788
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	72,788
普通株式の期中平均株式数(株)	2,266,288
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成29年10月26日開催の取締役会決議による第9回新株予約権 新株予約権の数 4個 (普通株式 1,200株) 平成30年1月12日開催の取締役会決議による第10回新株予約権 新株予約権の数 2個 (普通株式 600株) 平成30年3月9日開催の取締役会決議による第11回新株予約権 新株予約権の数 6個 (普通株式 1,800株)

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

（重要な後発事象）

ストックオプションとしての第12回新株予約権の発行

当社は、平成30年7月3日開催の当社取締役会及び平成30年7月3日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき当社及び当社の子会社の役員に対し下記のとおりストック・オプションとして有償（発行価額1,700円/個）にて新株予約権の発行を決議し、平成30年7月4日に割り当てました。

決議年月日	平成30年7月3日
新株予約権の数（個）	2,250
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	225,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	605（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成30年7月10日 至 平成40年7月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 622 資本組入額 311
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当等を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

（注）2．新株予約権の割当後、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が1株あたり605円を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当による株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）する場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

- (注) 3 . 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- (a) (注) 2 . において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。)。
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、(注) 2 . において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、(注) 2 . において定められた行使価額を下回る価格となったとき。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によるDCF法ならびに類似会社比較法等の方法による評価された株式評価額が(注) 2 . において定められた行使価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。)。
- 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (注) 4 . 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	50,000	0.80	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	757	1.43	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	2,651	1.43	平成30年～平成34年
合計	-	53,408	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	757	757	757	378

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成30年9月7日開催の取締役会において承認された第12期連結会計年度(平成29年8月1日から平成30年7月31日まで)の連結財務諸表は次のとおりであります。

なお、この連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表
イ 連結貸借対照表

(単位：千円)

当連結会計年度
(平成30年7月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	310,997
売掛金	55,565
仕掛品	854
繰延税金資産	13,946
その他	14,654
流動資産合計	396,018
固定資産	
有形固定資産	
建物	13,492
減価償却累計額	2,388
建物(純額)	11,103
工具、器具及び備品	22,499
減価償却累計額	19,041
工具、器具及び備品(純額)	3,457
リース資産	3,497
減価償却累計額	1,107
リース資産(純額)	2,389
有形固定資産合計	16,950
無形固定資産	
ソフトウェア	514
無形固定資産合計	514
投資その他の資産	
その他	11,498
投資その他の資産合計	11,498
固定資産合計	28,963
資産合計	424,982
負債の部	
流動負債	
買掛金	6,966
短期借入金	80,000
リース債務	757
前受金	94,332
未払法人税等	290
賞与引当金	2,110
その他	31,542
流動負債合計	215,999
固定負債	
リース債務	1,893
固定負債合計	1,893
負債合計	217,893

(単位：千円)

当連結会計年度
(平成30年7月31日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	113,168
利益剰余金	14,355
自己株式	22,500
株主資本合計	205,024
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	1,760
その他の包括利益累計額合計	1,760
新株予約権	3,825
純資産合計	207,089
負債純資産合計	424,982

□ 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
連結損益計算書

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成29年8月1日 至 平成30年7月31日)
売上高	507,744
売上原価	100,074
売上総利益	407,669
販売費及び一般管理費	330,662
営業利益	77,007
営業外収益	
受取利息	7
受取補償金	1,642
その他	0
営業外収益合計	1,650
営業外費用	
支払利息	644
為替差損	161
営業外費用合計	805
経常利益	77,851
税金等調整前当期純利益	77,851
法人税、住民税及び事業税	8,071
法人税等調整額	13,946
法人税等合計	5,874
当期純利益	83,726
親会社株主に帰属する当期純利益	83,726

連結包括利益計算書

（単位：千円）

	当連結会計年度 (自 平成29年8月1日 至 平成30年7月31日)
当期純利益	83,726
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	160
その他の包括利益合計	160
包括利益	83,886
（内訳）	
親会社株主に係る包括利益	83,886

八 連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度（自 平成29年8月1日 至 平成30年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	113,166	69,370	25,000	118,796
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			83,726		83,726
自己株式の処分		2		2,500	2,502
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	2	83,726	2,500	86,228
当期末残高	100,000	113,168	14,355	22,500	205,024

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,920	1,920	-	116,875
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				83,726
自己株式の処分				2,502
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	160	160	3,825	3,985
当期変動額合計	160	160	3,825	90,213
当期末残高	1,760	1,760	3,825	207,089

二 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成29年8月1日 至 平成30年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	77,851
減価償却費	4,063
受取利息	7
支払利息	644
売上債権の増減額（は増加）	27,879
たな卸資産の増減額（は増加）	1,353
仕入債務の増減額（は減少）	155
前受金の増減額（は減少）	22,931
賞与引当金の増減額（は減少）	14
その他の流動資産の増減額（は増加）	4,198
その他の流動負債の増減額（は減少）	14,657
その他の固定資産の増減額（は増加）	3,182
小計	86,063
利息の受取額	7
利息の支払額	668
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	7,232
営業活動によるキャッシュ・フロー	78,170
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	352
投資活動によるキャッシュ・フロー	352
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（は減少）	30,000
新株予約権の発行による収入	3,825
自己株式の処分による収入	2,502
その他	757
財務活動によるキャッシュ・フロー	35,569
現金及び現金同等物に係る換算差額	123
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	113,510
現金及び現金同等物の期首残高	197,486
現金及び現金同等物の期末残高	310,997

注記事項

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

当連結会計年度（自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月31日）

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

VALUENEX, Inc.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のVALUENEX, Inc.の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

仕掛品…個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物及び平成28年 4月 1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～24年

工具、器具及び備品 3～15年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担分を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

1、税効果会計に係る会計基準等

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）

(1)概要

当該会計基準等は、日本公認会計士協会から公表されている税効果会計に関する実務指針等（会計に関する部分）について、基本的にはその内容を踏襲した上で、企業会計基準委員会に移管されたものであります。移管に際して、企業会計基準委員会が見直しを行った主な改正点は次のとおりであります。

（表示に関する見直し）

- ・繰延税金資産は「投資その他の資産」、繰延税金負債は「固定負債」の区分に一括で表示する。

（注記事項に関する見直し）

- ・繰延税金資産の発生原因別の主な内訳として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって当該金額が重要であるときは、評価性引当額の合計額を、「税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額」と「将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額」に区分して記載する。また、評価性引当額（合計額）に重要な変動が生じている場合、当該変動の主な内容を記載する。
- ・繰延税金資産の発生原因別の主な内訳として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって当該金額が重要であるときは、繰越期限別に、繰越欠損金の額（税効果額）、繰越欠損金に係る評価性引当額及び繰延税金資産の額を記載する。また、税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由を記載する。

(2)適用予定日

平成31年7月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による連結財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

2、収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

平成34年7月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（連結貸借対照表関係）

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成30年7月31日)
当座貸越極度額	80,000千円
借入実行残高	80,000
差引額	-

（連結損益計算書関係）

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自平成29年8月1日 至平成30年7月31日)
役員報酬	52,890千円
給料及び手当	91,261
業務委託費	46,605
賞与引当金繰入額	2,113

（連結包括利益計算書関係）

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	当連結会計年度 (自平成29年8月1日 至平成30年7月31日)
為替換算調整勘定：	
当期発生額	160千円
組替調整額	-
税効果調整前	160
税効果額	-
税効果調整後	160
その他の包括利益合計	160

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自平成29年8月1日至平成30年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1、2	7,754	2,318,446		2,326,200
合計	7,754	2,318,446		2,326,200
自己株式(注)1、3、4				
普通株式	200	59,800	6,000	54,000
合計	200	59,800	6,000	54,000

(注)1. 当社は、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を実施しております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加2,318,446株は株式分割によるものであります。

3. 普通株式の自己株式数の増加59,800株は株式分割によるものであります。

4. 普通株式の自己株式の株式数の減少6,000株は、平成30年4月10日付臨時株主総会決議による第三者割当による自己株式の処分による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(数)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	3,825
合計			-	-	-	-	3,825

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自平成29年8月1日 至平成30年7月31日)
現金及び預金勘定	310,997千円
現金及び現金同等物	310,997

（リース取引関係）

当連結会計年度（自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月31日）

1．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

複合機であります（「工具、器具及び備品」）。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4．会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	当連結会計年度 (平成30年7月31日)
1年内	808
1年超	2,358
合計	3,167

（金融商品関係）

当連結会計年度（自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては基本的には行わず、また、資金調達に関しては短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日となっております。

借入金の使途は、運転資金であり、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスク（金利や為替の変動リスク）の管理

借入については、定期的に市場変動状況を確認し、金利状況を把握することでリスクを管理しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

連結子会社についても、当社に準じて、同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	310,997	310,997	-
(2) 売掛金	55,565	55,565	-
資産計	366,562	366,562	-
(1) 買掛金	6,966	6,966	-
(2) 短期借入金	80,000	80,000	-
負債計	86,966	86,966	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	310,997	-	-	-
売掛金	55,565	-	-	-
合計	366,562	-	-	-

3. 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	80,000	-	-	-	-	-
合計	80,000	-	-	-	-	-

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位:千円)

	当連結会計年度 (自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月31日)
売上原価の株式報酬費	-
一般管理費の株式報酬費	-

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第 1 回新株予約権	第 3 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 9名	当社取締役 1名 当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 137,100株	普通株式 12,000株
付与日	平成20年 7月31日	平成27年 8月15日
権利確定条件	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成22年 7月26日 至 平成30年 7月25日	自 平成29年 8月 1日 至 平成37年 7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年 3月28日付株式分割(普通株式 1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第 4 回新株予約権	第 5 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名	当社取締役 4名 当社監査役 3名 当社従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4,200株	普通株式 11,700株
付与日	平成28年 3月15日	平成28年 3月15日
権利確定条件	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成30年 2月24日 至 平成38年 2月23日	自 平成30年 3月 3日 至 平成38年 3月 2日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年 3月28日付株式分割(普通株式 1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名	当社取締役 1名 当社従業員 6名 当社子会社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 1,800株	普通株式 16,500株
付与日	平成28年6月30日	平成29年2月28日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成30年6月11日 至 平成38年3月2日	自 平成31年2月11日 至 平成39年1月23日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、平成30年3月28日付株式分割（普通株式1株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名	当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 1,200株	普通株式 1,800株
付与日	平成29年5月15日	平成29年10月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成31年5月13日 至 平成39年1月23日	自 平成31年10月27日 至 平成39年10月26日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、平成30年3月28日付株式分割（普通株式1株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名	当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 2,100株	普通株式 1,800株
付与日	平成30年1月31日	平成30年3月12日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成32年1月15日 至 平成39年10月26日	自 平成32年3月12日 至 平成39年10月26日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、平成30年3月28日付株式分割（普通株式1株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社子会社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 225,000株
付与日	平成30年7月4日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成30年7月10日 至 平成40年7月9日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成30年7月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	12,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	12,000
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	23,700	-
権利確定	-	12,000
権利行使	-	-
失効	23,700	-
未行使残	-	12,000

(注) 平成30年3月28日付株式分割（普通株式1株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	4,200	10,500
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	4,200	10,500
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	4,200	10,500
権利行使	-	-
失効	-	1,200
未行使残	4,200	9,300

(注) 平成30年3月28日付株式分割（普通株式1株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	1,200	16,500
付与	-	-
失効	-	1,200
権利確定	1,200	-
未確定残	-	15,300
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	1,200	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	1,200	-

(注) 平成30年3月28日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	1,200	
付与	-	1,800
失効	600	600
権利確定	-	
未確定残	600	1,200
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 平成30年3月28日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	2,100	1,800
失効	1,500	
権利確定	-	-
未確定残	600	1,800
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 平成30年3月28日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第12回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	225,000
失効	-
権利確定	225,000
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	225,000
権利行使	-
失効	-
未行使残	225,000

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	400	100
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	120	120
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	120	417
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格 (円)	417	417
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格 (円)	417	417
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第12回新株予約権
権利行使価格 (円)	605
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(注) 第1新株予約権から第11回新株予約権の株式数に関しましては、平成30年3月28日付株式分割（普通株式1株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、第1回目新株予約権についてはDCF（ディスカунテッド・キャッシュフロー）法、第3回新株予約権乃至第11回目の新株予約権については時価純資産価額法、第12回新株予約権はDCF（ディスカунテッド・キャッシュフロー）法によっております。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映される方法を採用しております。

5．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	16,855千円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	- 千円

（税効果会計関係）

当連結会計年度（平成30年7月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 （平成30年7月31日）
繰延税金資産	
前受金	29,342
繰越欠損金	26,754
減価償却超過額	23,822
その他	4,258
繰延税金資産小計	84,178
評価性引当額	70,231
繰延税金資産合計	13,946

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 （平成30年7月31日）
法定実効税率	34.8%
（調整）	
住民税均等割り	0.4
評価性引当額の増減	40.9
他国または他地域との適用実効税率の相違による影響	2.5
その他	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.6

（資産除去債務関係）

当連結会計年度（自平成29年8月1日至平成30年7月31日）

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去日における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当連結会計年度（自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月31日）

当社グループは、アルゴリズム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当連結会計年度（自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	ASP	コンサルティング	その他	合計
外部顧客への売上高	161,541	346,103	99	507,744

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当連結会計年度（自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当連結会計年度（自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当連結会計年度（自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	当連結会計年度 （自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月31日）
1株当たり純資産額	89.46円
1株当たり当期純利益金額	36.92円

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当連結会計年度は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2．平成30年3月9日開催の取締役会の決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成29年8月1日 至 平成30年7月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	83,726
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益金額(千円)	83,726
普通株式の期中平均株式数(株)	2,267,778
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要	新株予約権10種類 (新株予約権の数:2,404個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1.株式等の状 況(2)新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年7月31日)	当事業年度 (平成29年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	192,977	183,148
売掛金	38,875	29,176
仕掛品	937	2,337
前渡金	1,842	2,025
前払費用	4,592	7,112
その他	23	752
流動資産合計	239,248	224,553
固定資産		
有形固定資産		
建物	13,492	13,492
減価償却累計額	943	1,676
建物(純額)	12,548	11,815
工具、器具及び備品	20,750	21,845
減価償却累計額	15,142	17,080
工具、器具及び備品(純額)	5,607	4,764
リース資産	-	3,497
減価償却累計額	-	407
リース資産(純額)	-	3,089
有形固定資産合計	18,155	19,669
無形固定資産		
ソフトウェア	1,827	1,281
無形固定資産合計	1,827	1,281
投資その他の資産		
関係会社株式	18,748	18,748
その他	8,760	8,278
投資その他の資産合計	27,508	27,027
固定資産合計	47,492	47,977
資産合計	286,740	272,531

（単位：千円）

	前事業年度 (平成28年7月31日)	当事業年度 (平成29年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	8,589	7,181
短期借入金	-	50,000
リース債務	-	757
未払金	13,885	8,207
未払費用	4,669	4,218
未払法人税等	290	290
前受金	57,133	71,429
預り金	3,342	3,551
賞与引当金	2,541	2,125
流動負債合計	90,452	147,762
固定負債		
リース債務	-	2,651
固定負債合計	-	2,651
負債合計	90,452	150,413
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	109,280	109,280
資本剰余金合計	109,280	109,280
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,992	62,162
利益剰余金合計	12,992	62,162
自己株式	-	25,000
株主資本合計	196,288	122,118
純資産合計	196,288	122,118
負債純資産合計	286,740	272,531

【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)	当事業年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
売上高	349,103	339,390
売上原価	94,481	97,840
売上総利益	254,621	241,550
販売費及び一般管理費	1 251,221	1 292,796
営業利益又は営業損失（ ）	3,400	51,246
営業外収益		
受取利息	1	0
為替差益	973	-
保険解約返戻金	-	3,443
その他	18	305
営業外収益合計	993	3,748
営業外費用		
支払利息	-	267
為替差損	-	613
営業外費用合計	-	881
経常利益又は経常損失（ ）	4,393	48,379
特別損失		
固定資産除却損	-	2 500
特別損失合計	-	500
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	4,393	48,879
法人税、住民税及び事業税	290	290
法人税等合計	290	290
当期純利益又は当期純損失（ ）	4,103	49,169

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)		当事業年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		18,670	20.1	22,689	22.9
経費		74,208	79.9	76,550	77.1
当期総製造費用		92,879	100.0	99,239	100.0
期首仕掛品たな卸高		2,539		937	
合計		95,419		100,177	
期末仕掛品たな卸高		937		2,337	
売上原価		94,481		97,840	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)	当事業年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)
サーバ管理費(千円)	20,051	16,670
システム管理費(千円)	22,996	37,594

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	109,280	109,280	17,096	17,096	192,184	192,184
当期変動額							
当期純利益				4,103	4,103	4,103	4,103
当期変動額合計	-	-	-	4,103	4,103	4,103	4,103
当期末残高	100,000	109,280	109,280	12,992	12,992	196,288	196,288

当事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	100,000	109,280	109,280	12,992	12,992
当期変動額					
当期純損失（ ）				49,169	49,169
自己株式の取得					
当期変動額合計	-	-	-	49,169	49,169
当期末残高	100,000	109,280	109,280	62,162	62,162

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	-	196,288	196,288
当期変動額			
当期純損失（ ）		49,169	49,169
自己株式の取得	25,000	25,000	25,000
当期変動額合計	25,000	74,169	74,169
当期末残高	25,000	122,118	122,118

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品...個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
を採用しております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び平成28年 4月 1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～24年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。

4．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品...個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
を採用しております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～24年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

前事業年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年 9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年 9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年 6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年 4月 1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

当事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

前事業年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年 3月28日）を当事業年度から適用しております。

（貸借対照表関係）

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年 7月31日)	当事業年度 (平成29年 7月31日)
当座貸越極度額	50,000千円	50,000千円
借入実行残高	-	50,000
差引額	50,000	-

（損益計算書関係）

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度29.4%、当事業年度40.8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度70.6%、当事業年度59.2%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）	（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）
役員報酬	34,400千円	41,450千円
給料及び手当	36,100	71,393
業務委託費	50,174	57,073
研究開発費	36,728	3,920
旅費交通費	14,340	20,215
賞与引当金繰入額	1,954	1,643
減価償却費	1,550	3,651

- 2 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）	（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）
ソフトウェア	-千円	500千円
計	-	500

（有価証券関係）

前事業年度（平成28年7月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額は18,748千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成29年7月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額は18,748千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（税効果会計関係）

前事業年度（平成28年7月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年7月31日)
繰延税金資産	
売掛金	7,675千円
前受金	20,202
繰越欠損金	26,912
減価償却超過額	39,251
その他	4,179
繰延税金資産小計	98,221
評価性引当額	98,221
繰延税金資産合計	-

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年7月31日)
法定実効税率	35.4%
（調整）	
寄付金等永久に損金に算入されない項目	12.1
住民税均等割り	6.6
評価性引当金の増減額	47.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.6

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から平成28年8月1日に開始する連結会計年度及び平成29年8月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については、34.8%となります。

なお、この税率変更による当連結会計年度における影響はありません。

当事業年度（平成29年7月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年7月31日)
繰延税金資産	
前受金	20,458千円
繰越欠損金	42,321
減価償却超過額	33,767
その他	3,807
繰延税金資産小計	100,354
評価性引当額	100,354
繰延税金資産合計	-

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

（企業結合等関係）

前事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

連結財務諸表の「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

前事業年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

1. 株式分割及び単元株制度の導入

当社は、平成30年 3月 9日開催の取締役会決議に基づき、平成30年 3月28日付をもって株式分割を行っております。また平成30年 4月10日開催の臨時株主総会に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を導入しております。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

分割方法

平成30年 3月27日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式 1株につき300株の割合をもって分割しております。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	7,754株
今回の分割により増加する株式数	2,318,446株
株式分割後の発行済株式総数	2,326,200株
株式分割後の発行可能株式総数	3,600,000株

株式分割の効力発生日

平成30年 3月28日

1株当たり情報に与える影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定した場合の1株当たり情報は以下の通りとなります。

前事業年度（自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日）

	当事業年度 (自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)
1株当たり純資産額	84.38
1株当たり当期純利益金額	1.76

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

当事業年度（自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日）

	当事業年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)
1株当たり純資産額	53.89
1株当たり当期純損失金額()	21.41

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

新株予約権行使価格の調整

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	120,000	400
第3回新株予約権	30,000	100
第4回新株予約権	36,000	120
第5回新株予約権	36,000	120
第6回新株予約権	36,000	120
第7回新株予約権	125,000	417
第8回新株予約権	125,000	417
第9回新株予約権	125,000	417
第10回新株予約権	125,000	417
第11回新株予約権	125,000	417

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2. ストックオプションとしての第9回新株予約権の発行

当社は、平成29年10月26日開催の当社取締役会及び平成29年10月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき当社の従業員に対し下記のとおりストック・オプションとしての新株予約権の発行を決議し、平成29年10月30日に割り当てました。

決議年月日	平成29年10月26日
新株予約権の数(個)	6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,800(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	417(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成31年10月27日 至 平成39年10月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 417 資本組入額 209(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当等を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (注) 2. 新株予約権の割当後、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が1株あたり125,000円を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当による株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）する場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

- (注) 3. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍その他正当な理由の存する場合については、取締役会において定めるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続はこれを認めない。

その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- (注) 4. 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

- (注) 5. 平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. ストックオプションとしての第10回新株予約権の発行

当社は、平成30年1月12日開催の当社取締役会及び平成29年10月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき当社の従業員に対し下記のとおりストック・オプションとしての新株予約権の発行を決議し、平成30年1月31日に割り当てました。

決議年月日	平成30年1月12日
新株予約権の数（個）	7
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,100（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	417（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成32年1月15日 至 平成39年10月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 417 資本組入額 209（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当等を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

（注）2. 新株予約権の割当後、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が1株あたり125,000円を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当による株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）する場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

（注）3. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍その他正当な理由の存する場合については、取締役会において定めるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続はこれを認めない。

その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注) 4 . 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

(注) 5 . 平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4 . ストックオプションとしての第11回新株予約権の発行

当社は、平成30年3月9日開催の当社取締役会及び平成29年10月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき当社の従業員に対し下記のとおりストック・オプションとしての新株予約権の発行を決議し、平成30年3月12日に割り当てました。

決議年月日	平成30年3月9日
新株予約権の数(個)	6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,800(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	417(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成32年3月12日 至平成39年10月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 417 資本組入額 209(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1 . 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当等を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注) 2 . 新株予約権の割当後、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が1株あたり125,000円を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当による株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）する場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

- (注) 3 . 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍その他正当な理由の存する場合については、取締役会において定めるものとする。
新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続はこれを認めない。
その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- (注) 4 . 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

- (注) 5 . 平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5 . 第三者割り当てによる自己株式の処分について

当社は、平成29年7月31日現在保有する自己株式（60,000株）に関して、平成30年4月10日開催の臨時株主総会において以下の事項を決議いたしました。

(1) 自己株式処分の目的及び理由

当社は現在60,000株の自己株式を保有しているところ、特に連結子会社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の連結子会社の取締役である下記対象者に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

(2) 自己株式処分の概要

処分株式数 : 普通株式6,000株
処分価額 : 1株につき金417円
処分価額の総額 : 2,502,000円
処分方法 : 第三者割当の方法によります。
処分先 : Choi Jiyoung (Director & COO, VALUENEX, Inc.)
処分期日 : 平成30年4月27日

6. ストックオプションとしての第12回新株予約権の発行

当社は、平成30年7月3日開催の当社取締役会及び平成30年7月3日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき当社及び当社の子会社の役員に対し下記のとおりストック・オプションとして有償（発行価額1,700円/個）にて新株予約権の発行を決議し、平成30年7月4日に割り当てました。

決議年月日	平成30年7月3日
新株予約権の数（個）	2,250
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	225,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	605（注）2
新株予約権の行使期間	自平成30年7月10日 至平成40年7月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 622 資本組入額 311
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の一切の処分を認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当等を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

（注）2. 新株予約権の割当後、当社が株式分割、株式併合または株式無償割当を行う場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が1株あたり605円を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当による株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）する場合は、次の算式により、払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

（注）3. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

- (a) (注) 2 . において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、(注) 2 . において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、(注) 2 . において定められた行使価額を下回る価格となったとき。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によるDCF法ならびに類似会社比較法等の方法による評価された株式評価額が(注) 2 . において定められた行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

- (注) 4 . 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	13,492	-	-	13,492	1,676	733	11,815
工具、器具及び備品	20,750	1,095	-	21,845	17,080	1,937	4,764
リース資産	-	3,497	-	3,497	407	407	3,089
有形固定資産計	34,242	4,592	-	38,834	19,165	3,079	19,669
無形固定資産							
ソフトウェア	2,312	935	950	2,297	1,015	980	1,281
無形固定資産計	2,312	935	950	2,297	1,015	980	1,281

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

有形固定資産

リース資産

複合機購入

3,497千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

無形固定資産

ソフトウェア

勤怠システムの除却

950千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	2,541	2,125	2,541	-	2,125

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎年10月
基準日	毎年7月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日、毎年7月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告としております。ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行います。 電子公告掲載URL http://www.valuenex.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当社株式は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。

2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3．当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年 12月22日	JAIC-1F3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本アジア投資株式会社 代表取締役社長 細窪 政	東京都千代田区神田錦町3-11	特別利害関係者等(大株主上位10名)	平澤 創	京都市左京区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	400	50,000,000 (125,000) (注)4、5	ファンド満期到来による譲渡
平成28年 12月22日	JAIC-1F3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本アジア投資株式会社 代表取締役社長 細窪 政	東京都千代田区神田錦町3-11	特別利害関係者等(大株主上位10名)	工藤 郁哉	さいたま市見沼区	特別利害関係者等(当社取締役)	33	4,125,000 (125,000) (注)4、5	ファンド満期到来による譲渡
平成29年 1月31日	木田 幹久	東京都大田区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	VALUENEX株式会社 代表取締役社長 中村 達生	東京都文京区小日向四丁目5番16号	当社	200	25,000,000 (125,000) (注)4、5	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
平成29年 12月1日	三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合 清算人 三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役社長 半田 宗樹	東京都中央区日本橋1-7-17	特別利害関係者等(大株主上位10名)	ウエルインベストメント株式会社 代表取締役社長 瀧口 匡	東京都新宿区喜久井町65	特別利害関係者等(大株主上位10名)	250	31,250,000 (125,000) (注)4、5	ファンド満期到来による譲渡
平成30年 4月27日	VALUENEX株式会社 代表取締役社長 中村 達生	東京都文京区小日向四丁目5番16号	当社	Choi Ji young	米国カリフォルニア州サンフランシスコ市	特別利害関係者等(当社子会社の取締役)	6,000	2,502,000 (417)(注)4	経営参画意識向上のため

(注)1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成27年8月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載するものとするとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

4. 移動価格算定方式は次のとおりであります。

DCF（ディスカунテッド・キャッシュフロー）法、公開類似企業比較法、純資産方式などを総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

5. 平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権	新株予約権
発行（処分）年月日	平成30年4月27日	平成27年8月15日	平成28年3月15日
種類	普通株式 （自己株式）	第3回新株予約権 （ストック・オプション）	第4回新株予約権 （ストック・オプション）
発行（処分）数	6,000株	普通株式 40株（注）8	普通株式 14株（注）8
発行（処分）価格	1株につき、417円 （注）5	1株につき 30,000円 （注）4、8	1株につき 36,000円 （注）4、8
資本組入額	-	15,000円（注）8	18,000円（注）8
発行（処分）価額の総額	2,502,000円	1,200,000円	504,000円
資本組入額の総額	- （注）6	600,000円	252,000円
発行（処分）方法	第三者割当の方法による 事自己株式の処分	平成27年7月31日開催の 臨時株主総会において、 会社法第236条、第238条 及び第239条の規定に基づ く新株予約権（ストック ・オプション）に関する 決議を行っております。	平成28年2月23日開催の 臨時株主総会において、 会社法第236条、第238条 及び第239条の規定に基づ く新株予約権（ストック ・オプション）に関する 決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）3	-	-

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行（処分）年月日	平成28年3月15日	平成28年6月30日	平成29年2月28日
種類	第5回新株予約権 （ストック・オプション）	第6回新株予約権 （ストック・オプション）	第7回新株予約権 （ストック・オプション）
発行（処分）数	普通株式 39株 （注）8、9	普通株式 6株 （注）8、10	普通株式 55株 （注）8、11
発行（処分）価格	1株につき 36,000円 （注）4、8	1株につき 36,000円 （注）4、8	1株につき 125,000円 （注）4、8
資本組入額	18,000円（注）8	18,000円（注）8	62,500円（注）8
発行（処分）価額の総額	1,404,000円	216,000円	6,875,000円
資本組入額の総額	702,000円	108,000円	3,437,500円
発行（処分）方法	平成28年3月2日開催の 臨時株主総会において、 会社法第236条、第238条 及び第239条の規定に基づ く新株予約権（ストック ・オプション）に関する 決議を行っております。	平成28年3月2日開催の 臨時株主総会において、 会社法第236条、第238条 及び第239条の規定に基づ く新株予約権（ストック ・オプション）に関する 決議を行っております。	平成29年1月24日開催の 臨時株主総会において、 会社法第236条、第238条 及び第239条の規定に基づ く新株予約権（ストック ・オプション）に関する 決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	-	（注）2

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行（処分）年月日	平成29年10月30日	平成30年1月31日	平成30年3月12日
種類	第9回新株予約権 （ストック・オプション）	第10回新株予約権 （ストック・オプション）	第11回新株予約権 （ストック・オプション）
発行（処分）数	普通株式 6株 （注）8、12	普通株式 7株 （注）8、13	普通株式 6株（注）8
発行（処分）価格	1株につき 125,000円 （注）4、8	1株につき、125,000円 （注）4、8	1株につき 125,000円 （注）4、8
資本組入額	62,500円（注）8	62,500円（注）8	62,500円（注）8
発行（処分）価額の総額	750,000円	875,000円	750,000円
資本組入額の総額	375,000円	437,500円	375,000円
発行（処分）方法	平成29年10月26日開催の 定時株主総会において、 会社法第236条、第238条 及び第239条の規定に基づ く新株予約権（ストック ・オプション）に関する 決議を行っております。	平成29年10月26日開催の 定時株主総会において、 会社法第236条、第238条 及び第239条の規定に基づ く新株予約権（ストック ・オプション）に関する 決議を行っております。	平成29年10月26日開催の 定時株主総会において、 会社法第236条、第238条 及び第239条の規定に基づ く新株予約権（ストック ・オプション）に関する 決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）2	（注）2	（注）2

項目	新株予約権
発行（処分）年月日	平成30年7月4日
種類	第12回新株予約権 （ストック・オプション）
発行（処分）数	普通株式 225,000株
発行（処分）価格	1株につき 622円 （注）4
資本組入額	311円
発行（処分）価額の総額	139,950,000円
資本組入額の総額	69,975,000円
発行（処分）方法	平成30年7月3日開催の 臨時株主総会において、 会社法第236条、第238条 及び第239条の規定に基づ く新株予約権（ストック ・オプション）に関する 決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）2

- (注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については、以下のとおりであります。
- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。）の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と定める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (5) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成29年7月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を超過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を超過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を超過する日）まで所有する等の確約を行っております。
 4. 発行価格は、DCF（ディスカунテッド・キャッシュフロー）法、公開類似企業比較法、純資産方式などを総合的に勘案して、決定しております。
 5. 処分価格は、DCF（ディスカунテッド・キャッシュフロー）法、公開類似企業比較法、純資産方式などを総合的に勘案して、決定しております。
 6. 自己株式の処分のため、資本組入額はありませぬ。

7. 新株予約権の行使時の払込金額、請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	30,000円（注）8	36,000円（注）8	36,000円（注）8
請求期間	自 平成29年8月1日 至 平成37年7月31日	自 平成30年2月24日 至 平成38年2月23日	自 平成30年3月3日 至 平成38年3月2日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上

	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	36,000円（注）8	125,000円（注）8	125,000円（注）8
請求期間	自 平成30年6月11日 至 平成38年3月2日	自 平成31年2月11日 至 平成39年1月23日	自 平成31年10月27日 至 平成39年10月26日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上

	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	125,000（注）8	125,000円（注）8	605円
請求期間	自 平成32年1月15日 至 平成39年10月26日	自 平成32年3月12日 至 平成39年10月26日	自 平成30年7月10日 至 平成40年7月9日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上

8. 平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

9. 新株予約権 については、退職により付与対象者4名8株分の権利が喪失しております。

10. 新株予約権 については、退職により付与対象者1名2株分の権利が喪失しております。

11. 新株予約権 については、退職により付与対象者4名8株分の権利が喪失しております。

12. 新株予約権 については、退職により付与対象者1名2株分の権利が喪失しております。

13. 新株予約権 については、退職により付与対象者2名5株分の権利が喪失しております。

14. 第8回新株予約権については、退職等により付与対象者2名4株分の権利が喪失し、付与対象者がいないため記載しておりません。

2【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Choi Jiyoung	米国カリフォルニア州 サンフランシスコ市	会社役員	6,000	2,502,000 (417)	特別利害関係者等 (当社子会社の取締役、大株主上位10名)

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
工藤 郁哉	さいたま市見沼区	会社役員	20	600,000 (30,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
松田 均	東京都杉並区	会社役員	20	600,000 (30,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

(注) 平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
石井 正純	東京都港区	会社役員	14	504,000 (36,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)、当社の社外協力者

(注) 平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
宮内 宏	東京都新宿区	会社役員	5	180,000 (36,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
中村 達生	埼玉県所沢市	会社役員	3	108,000 (36,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役、大株主上位10名)
工藤 郁哉	さいたま市見沼区	会社役員	3	108,000 (36,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
本多 克也	横浜市中区	会社役員	3	108,000 (36,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
片桐 広貴	東京都世田谷区	会社役員	3	108,000 (36,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
松田 均	東京都杉並区	会社役員	3	108,000 (36,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
花堂 靖仁	東京都武蔵野市	会社役員	3	108,000 (36,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
大崎 敏郎	東京都品川区	会社員	2	72,000 (36,000)	当社の従業員
豊田 正治	東京都豊島区	会社員	2	72,000 (36,000)	当社の従業員
峯尾 翔太	東京都所沢市	会社員	2	72,000 (36,000)	当社の従業員
上久保 舞美	千葉県船橋市	会社員	2	72,000 (36,000)	当社の従業員

(注) 1. 平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

2. 退職により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
大庭 淳一	東京都世田谷区	会社員	2	72,000 (36,000)	当社の従業員
林 尚芳	東京都八王子市	会社員	2	72,000 (36,000)	当社の従業員

(注) 1. 平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

2. 退職の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
鈴木 理晶	川崎市高津区	会社役員	15	1,875,000 (125,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
Michael Samkovich	東京都豊島区	会社員	15	1,875,000 (125,000)	当社の従業員
Choi Jiyoung	米国カリフォルニア州 サンフランシスコ市	会社員	15	1,875,000 (125,000)	当社子会社の従業員
中原 崇	東京都豊島区	会社員	2	250,000 (125,000)	当社の従業員

(注) 1. 平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

2. 退職の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
寺本 晃子	東京都渋谷区	会社員	2	250,000 (125,000)	当社の従業員
張 光元	東京都文京区	会社員	2	250,000 (125,000)	当社の従業員

(注) 1. 平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

2. 退職の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
吉田 卓司	東京都港区	会社員	2	250,000 (125,000)	当社の従業員

(注) 1. 平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

2. 退職の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
市瀬 礼奈	東京都台東区	会社員	2	250,000 (125,000)	当社の従業員
林 孝行	神奈川県鎌倉市	会社員	2	250,000 (125,000)	当社の従業員
洪 維瑋	東京都文京区	会社員	2	250,000 (125,000)	当社の従業員

(注) 平成30年3月9日開催の取締役会決議により、平成30年3月28日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
中村 達生	埼玉県所沢市	会社役員	125,000	77,750,000 (622)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役、大株主上位10名)
工藤 郁哉	さいたま市見沼区	会社役員	50,000	31,100,000 (622)	特別利害関係者等 (当社の取締役、大株主上位10名)
Choi Jiyoung	米国カリフォルニア州 サンフランシスコ市	会社役員	50,000	31,100,000 (622)	特別利害関係者等 (当社子会社の取締役、大株主上位10名)

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
早稲田1号投資事業有限責任組合 (注)3.	東京都新宿区喜久井町65 糟屋ビル3階	1,106,100	42.61
中村 達生 (注)3.4.	埼玉県所沢市	811,700 (125,900)	31.27 (4.85)
ウエルインベストメント株式会社 (注)3.	東京都新宿区喜久井町65 糟屋ビル3階	125,100	4.82
平澤 創(注)3.	京都府京都市左京区	120,000	4.62
日本アジア投資株式会社 (注)3.	東京都千代田区神田錦町3-11	97,500	3.76
工藤 郁哉 (注)3.5.	さいたま市見沼区	66,800 (56,900)	2.57 (2.19)
Choi Jiyoung (注)3. 8.	米国カリフォルニア州サンフランシ スコ市	60,500 (54,500)	2.33 (2.10)
長谷川 智彦 (注)3.	東京都港区	60,000	2.31
VALUENEX株式会社 (注) 9.	東京都文京区小日向四丁目5番16号	54,000	2.08
石井 正純 (注)3.	東京都港区	25,200 (4,200)	0.97 (0.16)
KIZUNA投資事業組合 (注) 3.	東京都千代田区麹町3-2 垣見麹町ビル別館6F	22,500	0.87
松田 均 (注)6.	東京都杉並区	6,900 (6,900)	0.27 (0.27)
花堂 靖仁 (注)6.	東京都武蔵野市	6,000 (900)	0.23 (0.03)
本多 克也 (注)5.	横浜市中区	5,400 (900)	0.21 (0.03)
学校法人 早稲田大学	東京都新宿区戸塚町1-104	5,100	0.20
片桐 広貴 (注)5.	東京都世田谷区	4,500 (900)	0.17 (0.03)
鈴木 理晶 (注)5.	川崎市高津区	4,500 (4,500)	0.17 (0.17)
Michael SamKovach h (注)7.	東京都豊島区	4,500 (4,500)	0.17 (0.17)
宮内 宏 (注)6.	東京都新宿区	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
大崎 敏郎 (注)7.	東京都品川区	600 (600)	0.02 (0.02)
豊田 正治 (注)7.	東京都豊島区	600 (600)	0.02 (0.02)
峯尾 翔太 (注)7.	東京都中野区	600 (600)	0.02 (0.02)
上久保 舞美 (注)7.	千葉県船橋市	600 (600)	0.02 (0.02)
大庭 淳一 (注)7.	東京都世田谷区	600 (600)	0.02 (0.02)
林 尚芳 (注)7.	東京都八王子市	600 (600)	0.02 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
中原 崇（注）7．	東京都豊島区	600 (600)	0.02 (0.02)
寺本 晃子（注）7．	東京都狛江市	600 (600)	0.02 (0.02)
張 光元（注）7．	東京都文京区	600 (600)	0.02 (0.02)
吉田 卓司（注）7．	東京都港区	600 (600)	0.02 (0.02)
市瀬 礼奈（注）7．	東京都台東区	600 (600)	0.02 (0.02)
林 孝行（注）7．	神奈川県鎌倉市	600 (600)	0.02 (0.02)
洪 維瑋（注）7．	東京都文京区	600 (600)	0.02 (0.02)
計	-	2,595,600 (269,400)	100.00 (10.38)

（注）1．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2．（ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3．特別利害関係者等（大株主上位10名）

4．特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）

5．特別利害関係者等（代表取締役以外の当社の取締役）

6．特別利害関係者等（当社の監査役）

7．当社の従業員

8．特別利害関係者等（当社の子会社の取締役）

9．自己株式

独立監査人の監査報告書

平成30年9月19日

VALUENEX株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 徹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野瀬 直人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているVALUENEX株式会社の平成28年8月1日から平成29年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、VALUENEX株式会社及び連結子会社の平成29年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年9月19日

VALUENEX株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 徹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野瀬 直人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているVALUENEX株式会社の平成28年8月1日から平成29年7月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、VALUENEX株式会社の平成29年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年9月19日

VALUENEX株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 徹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野瀬 直人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているVALUENEX株式会社の平成27年8月1日から平成28年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、VALUENEX株式会社及び連結子会社の平成28年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年9月19日

VALUENEX株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 徹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野瀬 直人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているVALUENEX株式会社の平成27年8月1日から平成28年7月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、VALUENEX株式会社の平成28年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年9月19日

VALUENEX株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 徹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野瀬 直人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているVALUENEX株式会社の平成29年8月1日から平成30年7月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成30年2月1日から平成30年4月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年8月1日から平成30年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、VALUENEX株式会社及び連結子会社の平成30年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。